

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特
例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案概要等参照条文

目次

○	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關 する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）（抄）	1
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	64
○	出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）	83
○	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）	93
○	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七 十一号）	177
○	被收容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）（抄）	177
○	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）	190
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	191

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）（抄）

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「収容」を「容疑者の身柄に関する措置」に、「第四十四条」を「第四十四条の九」に、「第五十条

「第三節の二

第四節 退去

第五節 仮放

第六節 退去

第五章の二 被

第一節 総則

第二節 収容

第三節 金品

第四節 保健

第五節 規律

第六節 外部

第七節 不服

第八節 死亡

第五章の三 出

「を「第四十九条」に、
「第四節 退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）
第五節 仮放免（第五十四条・第五十五条）」

第五章の二 出国命令（第五十五条の二―第五十五条の六）」

を

在留特別許可（第五十条）

強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）

免（第五十四条・第五十五条）

の命令（第五十五条の二）

収容者の処遇

（第五十五条の三―第五十五条の十七）

の開始（第五十五条の十八―第五十五条の二十）

の取扱い等（第五十五条の二十一―第五十五条の三十六）

に、「第六十一条の二の十五」を「第六十一

衛生及び医療（第五十五条の三十七―第五十五条の四十六）

及び秩序の維持（第五十五条の四十七―第五十五条の五十四）

交通（第五十五条の五十五―第五十五条の六十七）

申立て（第五十五条の六十八―第五十五条の八十一）

（第五十五条の八十二・第五十五条の八十三）

国命令（第五十五条の八十四―第五十五条の八十八）

条の二の十八」に改める。

」

第二条第十二号の二中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の二の十四第一項」を「第六十一条の二の十七第一項及び第二項」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六 入国者収容所等 入国者収容所又は第五十五条の三第一項の規定により設けられる収容場をいう。

第五条第一項第九号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号二中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に、「者」を「者（へに掲げる者を除く。）」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に、「退去した」を「退去の」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者を除く。）」を加え、「退去した」を「退去の」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、第五十二条第五項の決定を受け、同項に規定する法務省令で定める日までに同条第四項の規定による許可に基づき退去したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。） 退去の日から一年

第五条第一項第九号に次のように加える。

へ 第二十四条の三第一号ロに該当する者であつて、第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に限る。）

出国した日から五年

第六条第一項ただし書及び第七条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第九条第三項ただし書中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改め、同条第四項第一号中「規定による」を削り、同条第八項第一号ロ中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改め、同号ハ(3)中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改める。

第十三条の二第一項中「施設」の下に「（法務省令で定めるものに限る。）」を加える。

第十九条の八第一項中「第五十条第一項又は」を「第五十条第一項、」に、「若しくは第二項」を「又は第六十一条の二の五第一項」に改める。

第二十二条第二項中「が次の各号に」を「が次の各号のいずれにも」に改め、同項ただし書中「においては、」を「あつては」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、「こと」の下に「要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認められた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあつては第二号に適合することを」を加える。

第二十二条の四第一項第四号中「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改め、同項第八号中「、この節の規定による許可又は」を「又はこの節、」に、「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改める。

第二十三条第一項中「文書」の下に「。第三項及び第七十六条第二号において同じ。」を加え、同項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 第四十四条の二第七項に規定する被監理者 同項の監理措置決定通知書

九 第五十二条の二第六項に規定する被監理者 同項の監理措置決定通知書

十 第五十二条第十項の規定により放免された者 特別放免許可書

十一 仮放免の許可を受けた者 仮放免許可書

第二十三条第三項中「、乗員手帳、特定登録者カード、許可書」を削る。

第二十四条中「、本邦からの」を「本邦からの」に、「強制する」を「強制し、又は第五十五条の二第一項

の規定による命令により本邦から退去させる」に改め、同条第二号の四中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同条第三号中「若しくは次章第三節」を「第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項」に改め、同条第三号の四イ中「第十九条第一項」の下に「若しくは第六十一条の二の七第一項」を、「行う活動」の下に「（第四十四条の五第一項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）」を加え、同条第八号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同条第九号中「第五十五条の六」を「第五十五条の八十八」に改め、同条第十号中「第六十一条の二の二第一項若しくは第二項」を「第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受け、第五十条第一項、第六十一条の二の二第一項」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改める。

第二十四条の三中「第五章の二」を「第五章の三」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十七条の規定による違反調査の開始前に、速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出頭した者であること。

ロ 第二十七条の規定による違反調査の開始後、第四十七条第三項の規定による通知を受ける前に、入国審査官又は入国警備官に対して速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明した者であること。

第二十四条の三第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改める。

第二十六条の二第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

(領置)

第三十条の二 入国警備官は、容疑者又は証人が任意に提出し、又は置き去った物件を領置することができる。

第三十一条の見出し中「及び押収」を「又は差押え等」に改め、同条第一項中「の許可を得て」を「があらかじめ発する許可状により」に、「又は押収」を「差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節及び第五十七条第九項において同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録

を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この節において同じ。）に改め、同条第五項中「前項の」を削り、「又は押収」を「、差し押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「臨検すべき」を「容疑者の氏名、臨検すべき物件若しくは」に、「又は物件、押収すべき物件、」を「、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに」に改め、「有効期間」の下に、「有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日」を加え、「自ら」を「自己の」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならぬ。

第三十一条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「若しくは物件又は押収すべき物件」を「、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「の許可を得て、同項」を「があらかじめ発する許可状により、前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 入国警備官は、第一項又は前項の許可状（第三十七条の五第四項及び第五項を除き、以下この節において「許可状」という。）を請求するときは、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると思料されるべき資料及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資料を添付してこれをしなければならぬ。

一 容疑者以外の者の物件又は住居その他の場所を臨検しようとするとき その物件又は場所が違反事件に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

二 容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとするとき 差し押さえるべき物件の存在及びその物件が違反事件に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

三 容疑者以外の者の物件を差し押さえようとするとき その物件が違反事件に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

四 容疑者以外の者が保管する電磁的記録であつて、当該電磁的記録を保管する者その他これを利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録させ、又は印刷させたものを差し押さえようとするとき

その電磁的記録が違反事件に関係があると認めると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料
第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされておられる電磁的記録を保管するために使用されていると認めると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第三十一条の次に次の三条を加える。

(通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第三十一条の二 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、許可状の交付を受けて、容疑者から発し、又は容疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 入国警備官は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、違反事件に関係があると認めると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 入国警備官は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならぬ。ただし、通知によつて違反調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第三十一条の三 入国警備官は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めると認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならぬ。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

第三十一条の四 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第三十二条の見出しを「(臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分)」に改め、同条中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第三十二条の二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

(許可状の提示)

第三十二条の三 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならぬ。

第三十三条中「取調」を「この節の規定により取調べ、領置」に、「又は押収」を「差押え又は記録命令付差押え」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第三十四条の見出しを「（立会い）」に改め、同条中「搜索又は押収」を「臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え」に、「代るべき」を「代わるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

2 女子の身体について搜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならぬ。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第三十五条第一項及び第二項中「搜索又は押収」を「臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第三項中「左の」を「次に掲げる」に、「搜索又は押収をする」を「の臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十六条中「取調」を「この節の規定により取調べ」に、「又は押収」を「差押え又は記録命令付差押え」に、「得ない」を「受けない」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（執行を中止する場合の処分）

第三十六条の二 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

（搜索証明書の交付）

第三十六条の三 搜索をした場合において、証拠物がないうときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第三十七条の見出しを「（領置目録等の作成等）」に改め、同条第一項中「押収」を「領置、差押え又は記録命令付差押え」に、「作り、」を「作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の」に改め、「保管者」の下に「（第三十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。）」を加え、「代るべき」を「代わるべき」に、「これを」を「その謄本を」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（領置物件等の処置）

第三十七条の二 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他入国警備官が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 地方出入国在留管理局長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

(領置物件等の還付等)

第三十七条の三 入国警備官又は入国審査官は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 地方出入国在留管理局長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならぬ。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

(移転された電磁的記録に係る記録媒体の交付等)

第三十七条の四 入国警備官は、第三十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第三十七条の五 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の入国警備官の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、入国警備官からしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、容疑者の氏名、破壊すべ

き物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第三十八条第一項中「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 容疑者の身柄に関する措置

第三十九条の見出しを「（主任審査官の審査）」に改め、同条第一項中「入国警備官は」の下に「、第二十七条の規定による違反調査の結果」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、「ある」の下に「と認める」を加え、「収容令書により、その者を収容することができる」を「第四十三条第一項の規定により容疑者を収容した場合を除き、主任審査官に対し、その旨を通知するものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による通知を受けた主任審査官は、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があると認めるときは、第四十四条の二第一項の規定による監理措置に付すか収容するかを審査しなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（収容）

第三十九条の二 主任審査官は、前条第二項の規定による審査において容疑者を収容する旨の判断をしたときは、収容令書を発付し、これを入国警備官に交付するものとする。

2 入国警備官は、前項の規定により収容令書の交付を受けたときは、収容令書により、容疑者を収容するものとする。

第四十一条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改める。

第四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「まつて」を「待つて」に、「虞」を「おそれ」に、「

またず」を「待たず」に改め、同条第三項中「とき」の下に「（第二十四条各号のいずれにも該当しないと認められたときに限る。）」を加える。

第四十四条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条中「第三十九条第一項」を「第三十九条の二第二項又は前条第一項」に改め、「ときは」の下に「、次条第六項の規定による監理措置に付する旨の決定がされた場合を除き」を加え、第五章第二節中同条の次に次の八条を加える。

（収容に代わる監理措置）

第四十四条の二 第三十九条第二項の規定による審査をする主任審査官は、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつて、容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、収容により容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、容疑者を収容しないでこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、容疑者を監理措置（次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。）に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

3 主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4 第三十九条の二第二項、第四十三条第一項又は第四十四条の四第六項若しくは第七項本文の規定により収容された容疑者（第五十四条第二項の規定により仮放免された容疑者を含む。次項及び第六項において「被収容容疑者」という。）は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5 被収容容疑者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項の請求をすることができない場合には、当該請求は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該被収容容疑者と同居するものが、当該各号の順序により、当該被収容容疑者に代わつてすることができる。

- 一 配偶者
 - 二 子
 - 三 父又は母
 - 四 前三号に掲げる者以外の親族
- 6 主任審査官は、第四項の請求により又は職権で、被收容容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおその程度、收容により当該被收容容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、当該被收容容疑者を放免してこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。
 - 7 監理措置決定（第一項又は前項の決定をいう。以下この節及び第五十条第二項において同じ。）をする場合には、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、被監理者（監理措置に付される者をいう。第四節を除き、以下同じ。）に対し監理措置に付された条件を記載した監理措置決定通知書を、監理人に対しその謄本を、それぞれ交付するものとする。
 - 8 主任審査官は、第六項の監理措置決定をしたときは、直ちに被監理者を放免するものとする。ただし、同項の監理措置決定に際し保証金を納付させることとしたときは、保証金の納付があつた後、直ちに放免するものとする。
 - 9 主任審査官は、第四項の請求があつた場合において監理措置決定をしないときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。
 - 10 被監理者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第六項の規定により監理措置に付されている間は、被監理者は、同条第一項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

（監理人）

第四十四条の三 監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人と

- なることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適當と認められる者の中から、監理措置決定をする主任審査官が選定するものとする。
- 2 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件又は第四十四条の五第一項の規定により付された条件（次項及び第五項において「監理措置条件等」という。）の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。
- 3 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。
- 4 監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。
 - 一 被監理者が次条第二項各号のいずれかに該当することを知つたとき。
 - 二 被監理者が死亡したとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。
- 5 主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件等の遵守状況、第四十四条の五第一項の規定による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。
- 6 主任審査官は、監理人が任務を遂行することが困難になつたときその他監理人にその任務を継続させることが相当でないと認めるときは、監理人の選定を取り消すことができる。
- 7 監理人は、監理人を辞任する場合は、あらかじめ、被監理者の氏名その他法務省令で定める事項を主任審査官に届け出なければならない。
- 8 出入国在留管理庁長官は、監理措置の適正な実施のため、監理人からの相談に応じ、必要な情報の提供、

助言その他の援助を行うものとする。

(監理措置決定の取消し)

第四十四条の四 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。

- 一 第四十四条の二第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかつたとき。
- 二 前条第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。
- 2 主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。
 - 一 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - 二 証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - 三 監理措置条件に違反したとき。
 - 四 第十九条第一項の規定に違反する活動を行ったとき、次条第一項の規定による許可を受けないで報酬を受ける活動（在留資格をもつて在留する者による活動を除く。以下この号において同じ。）を行ったとき、又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったとき。
 - 五 第四十四条の六の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 3 前二項の規定により監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成するとともに、收容令書を発付し、入国警備官にこれらを交付しなければならない。
- 4 第四十条の規定は、前項の收容令書について準用する。
- 5 主任審査官は、第四十四条の二第二項又は第六項の規定による条件として保証金が納付された場合において、第二項の規定により監理措置決定を取り消したときは、保証金の全部又は一部を没取するものとする。
- 6 入国警備官は、監理措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監理措置決定取消書及び收容令書を示して、その者を入国者收容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容しなければならない。

7 入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は收容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に対し、容疑事実の要旨及び監理措置決定が取り消され、收容令書が発付された旨を告げて、その者を收容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び收容令書は、できる限り速やかに示さなければならない。

8 主任審査官は、入国警備官から、第三項の收容令書の有効期間が経過した旨の通知を受けたときは、再度收容令書を発付し、入国警備官に交付しなければならない。

9 第一項又は第二項の規定により監理措置決定を取り消された者が当該監理措置に付される前に第三十九条の第二項又は第四十三条第一項の規定により收容されたことがある場合には、当該收容の日数は、第三項の收容令書に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該收容令書によつて既に收容した日数とみなす。

(報酬を受ける活動の許可等)

第四十四条の五 主任審査官は、被監理者の生計を維持するために必要であつて、相当と認めるときは、被監理者の申請(監理人の同意があるものに限る。)により、その生計の維持に必要な範囲内で、監理人による監理の下に、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当であるものを行うことを許可することができる。この場合において、主任審査官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

2 主任審査官は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第四十四条の二第七項の監理措置決定通知書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

3 主任審査官は、第一項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該許可をした旨及び当該許可に付された条件を通知するものとする。

4 主任審査官は、被監理者が第一項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該被監理者に引き続き同項の規定による許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可を取り消すことができる。

(被監理者による届出)

第四十四条の六 被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況、前条第一項の規定

による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならぬ。

(違反事件の引継ぎ)

第四十四条の七 入国警備官は、第四十四条の二第一項又は第六項の規定により容疑者を監理措置に付する旨の決定がされたとき(第四十四条の規定による容疑者の引渡しされたときを除く。)は、速やかに違反調査を終え、調査及び証拠物とともに、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。

(監理措置決定の失効)

第四十四条の八 監理措置決定は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その効力を失う。この場合においては、主任審査官は、被監理者及び監理人に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一 入国審査官が第四十七条第一項の認定をしたとき。
- 二 特別審査官が第四十八条第六項の判定をしたとき。
- 三 法務大臣が第四十九条第三項の裁決(第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由として異議の申出が理由があるとすゝる裁決に限る。)をしたとき。
- 四 法務大臣が第五十条第一項の規定による許可をしたとき。
- 五 主任審査官が第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令をしたとき。
- 六 主任審査官が退去強制令書を発付したとき。

(事実の調査)

第四十四条の九 主任審査官は、監理措置決定、第四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消し、第四十四条の五第一項の規定による許可又は同条第四項の規定による許可の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第四十四条の三第四項若しくは第四十四条の六の規定により届け出ることとされている事項又は第四十四条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4 入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第四十五条第一項中「前条の規定により」を「第四十四条の規定による」に改め、「引渡し」の下に「又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎ」を加える。

第四十七条第一項中「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第二項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「受けたときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第四項中「前項の」を「前項の規定による」に、「第四十八条」を「次条」に改め、「できる旨」の下に「及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨」を加え、同条第五項中「署名させ」を「署名させなければならぬ」と改め、同項に次の各号を加える。

一 第五十条第一項の規定による許可の申請をしない旨を記載した文書に署名したとき。

二 第三項の規定に服した日から三日以内に第五十条第一項の規定による許可の申請をしなかつたとき。

三 第五十条第一項の規定による許可の申請を取り下げ、又は当該許可をしない処分を受けたとき。

第四十八条第六項中「。」は「」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第七項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第八項中「第四十九条」を「次条」に改め、「できる旨」の下に「及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨」を加え、同条第九項中「前項の」を「前項の規定による」に、「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「署名させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

10 前条第五項後段の規定は、第八項の判定に服した容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定」とあるのは、「次条第八項の判定」と読み替えるものとする。

第四十九条第四項中「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第五項中「第

五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第六項中「を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「及び次条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨を知らせなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第四十七条第五項後段の規定は、前項の規定による通知を受けた容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定に服した」とあるのは、「第四十九条第六項の規定による通知を受けた」と読み替えるものとする。

第三節の二 在留特別許可

第五十条を次のように改める。

第五十条 法務大臣は、外国人が退去強制対象者に該当する場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国人からの申請により又は職権で、法務省令で定めるところにより、当該外国人の在留を特別に許可することができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者である場合は、本邦への在留を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限る。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けているとき。

五 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の規定による許可（以下この条において「在留特別許可」という。）の申請は、收容令書により收容された外国人又は監理措置決定を受けた外国人が、法務省令で定める手続により、法務大臣に対して行うも

- のとする。
- 3 在留特別許可の申請は、当該外国人に対して退去強制令書が発付された後は、することができない。
 - 4 在留特別許可は、当該外国人が第四十七条第三項の認定若しくは第四十八条第八項の判定に服し、又は法務大臣が前条第三項の規定により異議の申出が理由がないと裁決した後でなければすることができない。
 - 5 法務大臣は、在留特別許可をすることがどうかの判断に当たっては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなった経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、退去強制の理由となった事実及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。
 - 6 法務大臣は、在留特別許可をすることは、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。
 - 7 法務大臣が在留特別許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。
 - 8 法務大臣は、在留特別許可をすることがどうかの判断をしたときは、その結果を主任審査官に通知しなければならない。
 - 9 主任審査官は、法務大臣から在留特別許可をする旨の通知を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちに当該外国人を放免しなければならない。
 - 10 法務大臣は、在留特別許可の申請があつた場合において在留特別許可をしない処分をするときは、法務省令で定める手続により、速やかに理由を付した書面をもつて、当該申請をした外国人にその旨を知らせなければならない。
- 第五十一条中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に、「又は」を「又は」に改め、「において」の下に「第四十七条第五項後段の規定に準じて」を加える。
- 第五十二条第三項中「この条」の下に「及び第五十五条の二第五項」を加え、「次条」を「第五十三条」に改め、同条第四項中「次条」を「第五十三条」に改め、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「前項

の」を「前項又は第五十二条の四第五項若しくは第六項本文の規定による収容をした」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の規定による放免をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該放免をする者に対し、同項の規定により付された条件を記載した特別放免許可書を交付するものとする。

12 主任審査官は、退去強制令書の発付を受けた者を送還するために必要がある場合には、その者に対し、相当の期間を定めて、旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命ずることができる。

13 主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、前項の規定により定められた期間を延長することができる。

第五十二条第五項中「送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる」と改め、同項の次に次の二項を加える。

8 前項の規定による通知を受けた主任審査官は、次条第一項の規定により退去強制を受ける者を監理措置に付すか収容するかを審査しなければならぬ。この場合において、主任審査官は、その者を収容する旨の判断をしたときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる旨を入国警備官に通知するものとする。

9 前項の規定による通知を受けた入国警備官は、送還可能のときまで、退去強制を受ける者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容するものとする。

第五十二条第四項の次に次の二項を加える。

5 法務大臣は、前項の規定による許可を受けた者（過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことがない者に限る。）に対し、その者の素行、退去強制の理由となつた事実その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その者の申請に基づき、法務省令で定める日までに前項の規定による許可に基づいて自ら本邦を退去する場合に限り、その者の退去後の本邦への上陸について、別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする場合を除き、その者

が退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定をすることができる。

6 法務大臣は、前項の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、第四項の規定による許可を受けた者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

第五十二条の次に次の七条を加える。

(収容に代わる監理措置)

第五十二条の二 前条第八項の規定による審査をする主任審査官は、退去強制を受ける者(収容されている者又は仮放免されている者を除く。)が逃亡し、又は不法就労活動をするおその程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を収容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置(次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。)に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件(以下この節において「監理措置条件」という。)を付するものとする。

2 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

3 主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4 退去強制を受ける者(収容されている者又は仮放免されている者に限る。次項において同じ。)は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5 主任審査官は、前項の請求により又は職権で、退去強制を受ける者が逃亡し、又は不法就労活動をするおその程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を放免することが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6 監理措置決定(第一項又は前項の決定をいう。以下この節において同じ。)をする場合には、主任審査官

は、法務省令で定めるところにより、被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この節において同じ。）に対し監理措置に付された条件を記載した監理措置決定通知書を、監理人に対しその謄本を、それぞれ交付するものとする。

7 第四十四条の二第五項の規定は第四項の請求について、同条第八項及び第九項の規定は第五項の決定について、それぞれ準用する。

8 被監理者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第五項の規定により監理措置に付されている間は、被監理者は、同条第一項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

（監理人）

第五十二条の三 監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定をする主任審査官が選定するものとする。

2 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。

3 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

4 監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならぬ。

一 被監理者が次条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当することを知ったとき。

二 被監理者が死亡したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。

- 5 主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。
 - 6 第四十四条の三第六項の規定は監理人の選定の取消しについて、同条第七項の規定は監理人の辞任について、同条第八項の規定は監理人への援助について、それぞれ準用する。
(監理措置決定の取消し)
- 第五十二条の四 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。
- 一 第五十二条の二第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかつたとき。
 - 二 前条第六項において準用する第四十四条の三第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。
 - 2 主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。
 - 一 送還を実施するために被監理者を収容する必要が生じたとき。
 - 二 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - 三 収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - 四 監理措置条件に違反したとき。
 - 五 次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 3 前二項の規定により監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成し、これを退去強制令書とともに、入国警備官に交付しなければならない。
 - 4 主任審査官は、第五十二条の二第二項又は第五項の規定による条件として保証金が納付された場合におい

て、第二項の規定により監理措置決定を取り消したとき（同項第一号に該当した場合（同項第二号から第五号までのいずれかに該当した場合を除く。）を除く。）は、保証金の全部又は一部を没取するものとする。

5 入国警備官は、監理措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監理措置決定取消書及び退去強制令書を示して、その者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

6 入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときには、監理措置決定が取り消された者に対し、監理措置決定が取り消された旨を告げて、その者を収容することができると。ただし、当該監理措置決定取消書及び退去強制令書は、できる限り速やかに示さなければならない。

（被監理者による届出）

第五十二条の五 被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。

（監理措置決定の失効）

第五十二条の六 監理措置決定は、被監理者に対する退去強制令書が効力を失ったときは、その効力を失う。

（事実の調査）

第五十二条の七 主任審査官は、監理措置決定又は第五十二条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第五十二条の三第四項若しくは第五十二条の五の規定により届け出ることとされている事項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4 入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要

な事項の報告を求めることができる。

(退去のための計画)

第五十二条の八 入国警備官は、次の各号のいずれかに該当するときは、退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取その他の方法により、その者を直ちに本邦外に送還することができない原因となつてゐる事情を把握した上で、退去のための計画を定めなければならぬ。

一 退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第九項の規定により収容したとき。

二 前号に掲げる場合を除き、退去強制令書の発付を受けた者に対し監理措置決定がされたとき。

2 入国警備官は、前項の計画の対象である退去強制を受ける者が退去強制令書の発付を受けて収容されてゐる期間が継続して三月に達したときは、速やかに、主任審査官に対し、当該計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。

3 前項の規定による提出及び報告を受けた主任審査官は、第五十二条の二第五項の決定をしたにもかかわらず保証金が納付されてゐないため退去強制を受ける者を放免してゐないときを除き、同項の決定の要否を検討しなければならない。この場合において、主任審査官は、同項の決定をしないときは、その旨及び理由を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた出入国在留管理庁長官は、その者を放免して監理措置に付することが相当と認めるときは、第五十二条の二第五項の決定をすべきことを主任審査官に命じなければならない。

5 前項の規定により第五十二条の二第五項の決定をすべきことを命じられた主任審査官は、速やかに、職権で、同項の決定をするものとする。この場合において、主任審査官は、同項後段の規定により、監理措置に付される者に対し、保証金を納付させることができる。

6 入国警備官は、第二項に規定する期間が三月を超えて継続してゐるときは、当該超えて継続する期間が三月を経過するごとに、速やかに、第一項の計画の進捗状況を主任審査官に報告しなければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第五十四条第二項中「、法務省令で定めるところにより」を削り、「の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ」を「について、健康上、人道その他これらに準ずる理由によりその収容を一時的に解除することを

- 相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、期間を定めて」に改め、同条第三項を次のように改める。
- 3 入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免する場合には、法務省令で定めるところにより、仮放免される者に対し、仮放免の期間及び仮放免に付された条件を記載した仮放免許可書を交付するものとする。
 - 第五十四条に次の五項を加える。
 - 4 入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免を不許可としたときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。
 - 5 仮放免された者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定めるところにより、入国者収容所長又は主任審査官に対し、第二項の規定により定められた仮放免の期間の延長を請求することができる。
 - 6 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により引き続き収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、第二項の規定により定められた仮放免の期間を延長することができる。
 - 7 第四項の規定は、第五項の請求があつた場合において仮放免の期間の延長を不許可とした場合について準用する。
 - 8 入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求の理由が健康上の理由である場合には、医師の意見を聴くなどして、収容されている者の治療の必要性その他その者の健康状態に十分配慮して仮放免に係る判断をするように努めなければならない。
- 第五十五条の見出し中「取消」を「取消し等」に改め、同条第一項中「呼出」を「呼出し」に、「附された」を「付された」に改め、同条第二項中「取消を」を「取消しを」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「その者に対し仮放免を取り消された」を「仮放免を取り消された者に対しその」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。
- 5 前二項の規定は、仮放免の期間が満了した者がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「仮放免取消書」とあるのは、「仮放免許可書の謄本」と読み替えるものとする。

第五十五条の六中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、第五章の二中同条を第五十五条の八十八とする。

第五十五条の五中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同条を第五十五条の八十七とし、第五十五条の四を第五十五条の八十六とし、第五十五条の三を第五十五条の八十五とする。

第五十五条の二第一項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第五十五条の八十四とする。

第五章の二を第五章の三とする。

第五十五条の次に次の一節及び一章を加える。

第六節 退去の命令

第五十五条の二 主任審査官は、次の各号に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を第五十三条に規定する送還先に送還することが困難である場合において、相当と認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。この場合においては、あらかじめその者の意見を聴かなければならない。

一 その者が自ら本邦を退去する意思がない旨を表明している場合において、その者の第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

二 その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがあること。

2 前項の規定による命令を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。

一 第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

二 退去強制の処分 of 効力に関する訴訟が係属し、かつ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の決定がされたこと。

三 出国の制限を受けたこと。

3 主任審査官は、第一項の規定により本邦からの退去を命ずる場合には、その理由及び同項の期間を記載し

た文書を交付しなければならない。

4 主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、第一項の期間を延長することができる。

5 第一項の規定による命令は、入国警備官が同項の期間（前項の規定により期間を延長した場合には、当該延長した期間を含む。）内に退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第三項の規定により送還することを妨げない。

6 第一項の規定による命令により本邦から退去させられた者は、この法律の規定の適用については、退去強制令書により退去を強制されたものとみなす。

第五章の二 被收容者の処遇

第一節 総則

（入国者收容所等の事務）

第五十五条の三 地方出入国在留管理局に、收容場を設ける。

2 入国者收容所等は、次に掲げる者を收容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一 收容令書の執行を受ける者

二 退去強制令書の発付を受け、第五十二条第九項、第五十二条の四第五項若しくは第六項の規定又は第五十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により收容される者

（処遇の原則）

第五十五条の四 被收容者（入国者收容所等に收容されている者をいう。以下この章及び第七十一条の六において同じ。）の処遇は、被收容者の人権を尊重しつつ適正に行わなければならない。

2 被收容者には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

（活動の援助）

第五十五条の五 入国者收容所長又は地方出入国在留管理局長（以下この章及び第八章において「入国者收容所長等」という。）は、法務省令で定めるところにより、被收容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。

2 入国者収容所長等は、前項の規定による援助の措置として、入国者収容所等に書籍を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍の閲覧の方法は、入国者収容所長等が定めるものとする。

(宗教上の行為)

第五十五条の六 被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、禁止し、又は制限してはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(書籍等の閲覧)

第五十五条の七 被収容者が自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を閲覧することは、次項に規定する場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

2 被収容者が書籍等を閲覧することにより、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれあるときには、その閲覧を禁止することができる。

(被収容者の分離)

第五十五条の八 男子の被収容者と女子の被収容者とは、分離して収容しなければならない。ただし、入国者収容所長等が被収容者が被収容者である乳児を監護する必要がある場合その他特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 入国者収容所長等は、第五十五条の十九第二項の身体の検査及び第五十五条の四十九第二項の身体又は着衣の検査以外の場合であつても、女子の被収容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。

(実地監査)

第五十五条の九 出入国在留管理庁長官は、法務大臣の定めるところにより、この章の規定の適正な施行を確保するため、その職員のうちから監査官を指名し、各入国者収容所等について、毎年一回以上、実地監査を行わせなければならない。

(入国者収容所等視察委員会)

第五十五条の十 法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者収容所等視察委員会（以下この節において

「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。

(組織等)

第五十五条の十一 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第五十五条の十二 入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第五十五条の六十第一項、第五十五条の六十一及び第五十五条の六十二の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を差し止め、若しくは制限してはならない。

(委員会の意見等の公表)

第五十五条の十三 法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出国待機施設の視察等)

第五十五条の十四 委員会は、第五十五条の十第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設(第十三条の

二第一項に規定する法務省令で定める施設をいう。以下この項及び第五十九条第三項において同じ。）の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

(参観)

第五十五条の十五 入国者收容所長等は、その入国者收容所等の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。

(研修及び訓練)

第五十五条の十六 入国者收容所等に勤務する入国警備官には、被收容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被收容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

(医師等職員の国家公務員法等の特例)

第五十五条の十七 医師等職員（入国者收容所又は地方出入国在留管理局の職員である医師又は歯科医師をいう。以下この章において同じ。）であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける者は、部外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・法務省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該医師等職員が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねて行うもの及び自ら営利を目的とする私企業を営んで行うものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該部外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤

務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた医師等職員が、報酬を得て、当該承認に係る部外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第二節 収容の開始

（収容開始時の告知）

第五十五条の十八 入国者収容所長等は、被収容者に対し、その入国者収容所等における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。

一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項

二 第五十五条の二十九第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項

三 保健衛生及び医療に関する事項

四 宗教上の行為に関する事項

五 書籍等の閲覧に関する事項

六 第五十五条の四十八第一項に規定する遵守事項

七 面会及び通信の発受に関する事項

八 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九 第五十五条の七十四第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項

十 苦情の申出に関する事項

2 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行うものとする。
（識別のための身体検査）

第五十五条の十九 入国警備官は、被收容者について、その入国者收容所等における收容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。

2 女子の被收容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の入国警備官がこれを行わなければならない。ただし、女子の入国警備官がその検査を行うことができない場合には、男子の入国警備官が入国者收容所長等の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

(起居動作の時間帯)

第五十五条の二十 入国者收容所長等は、法務省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被收容者に告知するものとする。

第三節 金品の取扱い等

(物品の貸与等)

第五十五条の二十一 被收容者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この条から第五十五条の二十四まで及び第五十五条の六十八第一項第三号において同じ。)であつて、入国者收容所等における日常生活に必要なもの(第五十五条の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は支給するものとする。

一 衣類及び寝具

二 食事及び湯茶

三 日用品、筆記具その他の物品

2 被收容者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、入国者收容所等における日常生活に用いる物品(第五十五条の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。

(自弁の物品の使用等)

第五十五条の二十二 入国者收容所長等は、被收容者が、次に掲げる物品(次条第一項各号に掲げる物品を除く。)について、自弁のものを使用し、又は撰取したい旨の申出をした場合には、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

- 一 衣類
- 二 食料品及び飲料
- 三 室内装飾品
- 四 嗜好品
- 五 日用品、文房具その他の入国者収容所等における日常生活に用いる物品

(補正器具等の自弁等)

第五十五条の二十三 被収容者には、次に掲げる物品については、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 一 眼鏡その他の補正器具
- 二 信書を発するのに必要な封筒その他の物品
- 三 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

(物品の貸与等の基準)

第五十五条の二十四 第五十五条の二十一又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。

(金品の検査)

第五十五条の二十五 入国者収容所等の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

- 一 被収容者が収容される際に所持する現金及び物品
 - 二 被収容者が収容中に取得した現金及び物品(信書を除く。次号において同じ。)であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの(入国者収容所長等から支給された物品を除く。)
 - 三 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が入国者収容所等に持参し、又は送付した現金及び物品
- (収容時の所持物品等の処分)

第五十五条の二十六 入国者収容所長等は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当

する場合には、被收容者に対し、その物品について、親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この節において同じ。）その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

一 保管に不便なものであるとき。

二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 前項の規定により物品の処分を求めた場合において、被收容者が相当の期間内にその処分をしないときは、入国者收容所長等は、これを売却してその代金を被收容者に引き渡すものとする。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

（差入物の引取り等）

第五十五条の二十七 入国者收容所長等は、第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下この節において「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものとする。

一 被收容者に交付することにより、入国者收容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

二 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

三 自弁により使用し、若しくは撰取することができることとされる物品又は出所の際に必要と認められる物品（以下この節において「自弁物品等」という。）以外の物品であるとき。

四 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

2 第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号又は第二号に該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、入国者收容所長等は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならぬ。

3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。

4 第二項に規定する物品であつて、第一項第四号に該当するものについては、入国者収容所長等は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができない。

5 第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第三号又は第四号に該当するもの（同項第一号又は第二号に該当するものを除く。）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、入国者収容所長等は、被収容者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるとする。

6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

7 第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被収容者がその交付を受けることを拒んだ場合には、入国者収容所長等は、差入人に対し、その引取りを求めるとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

（金品の引渡し及び領置）

第五十五条の二十八 次に掲げる金品のうち、この節の規定により被収容者が使用し、又は撰取することができるものは、被収容者に引き渡すものとする。

一 第五十五条の二十五第一号又は第二号に掲げる金品であつて、第五十五条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないもの

二 第五十五条の二十五第三号に掲げる金品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（被収容者が交付を受けることを拒んだ金品を除く。）

2 前項各号に掲げる金品のうち、この節の規定により被収容者が使用し、又は撰取することができるもの以外のものは、入国者収容所長等が領置するものとする。

（保管私物等）

第五十五条の二十九 入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、保管私物（被収容者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び被収容者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この節及び第五十五条の六十八第一項第四号に

において同じ。)の保管方法について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 入国者収容所長等は、被収容者の保管私物(法務省令で定めるものを除く。)の総量(第五項及び次条において「保管総量」という。)が保管限度量(被収容者一人当たりについて保管することができる物品の量として入国者収容所長等が定める量をいう。同項及び同条において同じ。)を超えるとき、又は被収容者について領置している物品(法務省令で定めるものを除く。)の総量(第四項及び同条において「領置総量」という。)が領置限度量(被収容者一人当たりについて領置することができる物品の量として入国者収容所長等が定める量をいう。同項及び同条において同じ。)を超えるときは、当該被収容者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。

3 第五十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

4 入国者収容所長等は、被収容者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

5 入国者収容所長等は、前項の規定により領置している物品について、被収容者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

(物品の購入)

第五十五条の三十一 入国者収容所長等は、被収容者が自ら保管する現金を使用して自弁物品等を購入することを申請した場合には、その購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなるときを除き、これを許すものとする。

(保管私物等の交付)

第五十五条の三十一 入国者収容所長等は、被収容者が、保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品(第五十五条の六十五に規定する文書図画に該当するものを除く。)について、他の者への交付(信書の発信に該当するものを除く。)を申請した場合には、その交付(その相手方が親族であるものを除く。)により入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、これを許すものとする。

(差入れ等に関する制限)

第五十五条の三十二 入国者収容所長等は、この節に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による被收容者に対する金品の交付及び被收容者による自弃物品等の購入について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

(領置物の引渡し)

第五十五条の三十三 入国者収容所長等は、被收容者の出所の際、領置している物品をその者に引き渡すものとする。

(出所者の遺留物)

第五十五条の三十四 出所した被收容者の遺留物（入国者収容所等に遺留した金品をいう。以下この節及び第五十五条の八十二において同じ。）は、その出所の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、入国者収容所長等は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

(逃走者等の遺留物)

第五十五条の三十五 被收容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一 逃走したとき 逃走した日

二 第五十五条の五十四第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかつたとき 当該避難を必要とする状況がなくなつた日

2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。

(死亡者の遺留物)

第五十五条の三十六 死亡した被收容者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等（法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下この章において同じ。）に対し、その申請に基づき、引き渡すものと

する。

2 死亡した被收容者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第五十五条の八十二の規定による通知をすることができないときは、入国者收容所長等は、その旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。

3 第一項の遺留物は、第五十五条の八十二の規定による通知をし、又は前項の規定による公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

4 第五十五条の三十四第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。

第四節 保健衛生及び医療

(保健衛生及び医療の原則)

第五十五条の三十七 入国者收容所等においては、被收容者の心身の状況を把握することに努め、被收容者の健康及び入国者收容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

(運動)

第五十五条の三十八 被收容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適当な場所で運動を行う機会を与えなければならない。

(被收容者の清潔義務)

第五十五条の三十九 被收容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

(入浴)

第五十五条の四十 被收容者には、法務省令で定めるところにより、入国者收容所等における保健衛生上適切な入浴を行わせるものとする。

(健康診断等)

第五十五条の四十一 入国者收容所長等は、入国警備官に、被收容者から、その入国者收容所等における收容の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならない。

2 入国者收容所長等は、被收容者に対し、三月に一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、医師

による健康診断を受けさせなければならない。入国者収容所等における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

3 被收容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

(診療等)

第五十五条の四十二 入国者収容所長等は、被收容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、医師等職員又は入国者収容所長等が委嘱する医師等（医師又は歯科医師をいう。次条及び第五十五条の五十三第五項において同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下この節及び第五十五条の六十八第一項第五号において同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置をとるものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の心身に著しい障害が生ずるおそれ又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。

2 入国者収容所長等は、前項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被收容者を入国者収容所等の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被收容者を入国者収容所等の外の病院又は診療所に入院させることができる。

(指名医による診療)

第五十五条の四十三 入国者収容所長等は、負傷し、又は疾病にかかっている被收容者が、医師等（医師等職員及び入国者収容所長等が委嘱する医師等を除く。）を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入国者収容所等に收容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被收容者の医療上適当であると認めるときは、入国者収容所等内又は入国者収容所長等が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 入国者収容所長等は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後その被收容者に対し

て入国者収容所等において診療を行うため必要があるときは、入国者収容所等の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、入国者収容所長等が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 入国者収容所長等は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により入国者収容所長等が行う措置に従わないとき、前項の規定により入国者収容所長等が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不相当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

(調髪及びひげそり)

第五十五条の四十四 入国者収容所長等は、被収容者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

(感染症予防上の措置)

第五十五条の四十五 入国者収容所長等は、入国者収容所等内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、第五十五条の四十一第二項及び第三項の規定による健康診断又は第五十五条の四十二の規定による診療その他必要な医療上の措置をとるほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置をとるものとする。

(養護のための措置等)

第五十五条の四十六 入国者収容所長等は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、第五十五条の四十二の規定による医療上の措置に準じた措置をとるものとする。

2 入国者収容所長等は、被収容者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、入国者収容所等の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

第五節 規律及び秩序の維持

(入国者収容所等の規律及び秩序)

第五十五条の四十七 入国者収容所等の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するためとる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

第五十五条の四十八 入国者収容所長等は、被収容者が遵守すべき事項（次項において「遵守事項」という。）を定めるものとする。

2 遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 犯罪行為をしてはならないこと。
 - 二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
 - 三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。
 - 四 被収容者の処遇に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。
 - 五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。
 - 六 入国者収容所等の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。
 - 七 入国者収容所等の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。
 - 八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要な事項
 - 十 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。
 - 3 前二項に定めるもののほか、入国者収容所長等又はその指定する職員は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。
- (身体の検査等)

第五十五条の四十九 入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第五十五条の十九第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用

する。

3 入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、入国者収容所等内において、被収容者以外の者（第五十五条の五十六第一項各号に掲げる者を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

（被収容者の隔離）

第五十五条の五十一 入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。

一 他の被収容者と接触することにより入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

2 前項の規定による隔離の期間は、一月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、十日ごとにこれを更新することができる。

3 入国者収容所長等は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（制止等の措置）

第五十五条の五十一 入国警備官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、その他入国者収容所等の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

2 入国警備官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

一 入国者収容所等に侵入し、その設備を損壊し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、又はこれらの行為を正にしようとするとき。

二 入国警備官の要求を受けたのに入国者収容所又は地方出入国在留管理局から退去しないとき。

三 被收容者の逃走又は入国者收容所等の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四 被收容者に危害を加え、又は正に加えようとするとき。

3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄及び手錠の使用)

第五十五条の五十二 入国警備官は、被收容者を護送する場合又は被收容者が次の各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三 入国者收容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 捕縄及び手錠の制式は、法務省令で定める。

(保護室等への收容)

第五十五条の五十三 入国警備官は、被收容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入国者收容所長等の命令により、その者を保護室又は法務大臣が定める基準を満たす単独室（以下この条及び第五十五条の七十四第一項第三号において「保護室等」という。）に收容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、入国者收容所等の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 入国警備官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 入国者收容所等の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合において、入国者收容所長等の命令を待つかまがないときは、入国警備官は、その命令を待たないで、その被收容者を保護室等に收容することができる。この場合には、速やかに、その旨を入国者收容所長等に報告しなければならない。

- 3 保護室等への收容の期間は、二十四時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者收容所長等は、二十四時間ごとにこれを更新することができる。
- 4 入国者收容所長等は、前項の期間中であつても、保護室等への收容の必要がなくなつたときは、直ちにその收容を中止させなければならない。
- 5 被收容者を保護室等に收容し、又はその收容の期間を更新した場合には、入国者收容所長等は、速やかに、その被收容者の健康状態について、医師等職員又は入国者收容所長等が委嘱する医師等の意見を聴かなければならない。
- 6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(災害時の避難及び解放)

- 第五十五条の五十四 入国者收容所長等は、地震、火災その他の災害に際し、入国者收容所等内において避難の方法がないときは、被收容者を適当な場所に護送しなければならない。
- 2 前項の場合において、被收容者を護送することができないときは、入国者收容所長等は、その者を入国者收容所等から解放することができない。地震、火災その他の災害に際し、入国者收容所等の外にある被收容者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。
- 3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、入国者收容所等又は入国者收容所長等が指定した場所に出頭しなければならない。

第六節 外部交通

(面会の相手方)

第五十五条の五十五 入国者收容所長等は、被收容者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、これを許すものとする。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要があると認めるときは、この限りでない。

(領事官等以外の者との面会の立会い等)

第五十五条の五十六 入国者收容所長等は、その指名する職員に、被收容者と次に掲げる者（以下この節において「領事官等」という。）以外の者との面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要な

いと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

一 被收容者の国籍又は市民権の属する国の領事官

二 被收容者の訴訟代理人又は弁護士である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

2 入国者收容所長等は、前項の規定にかかわらず、被收容者と次に掲げる者との面会については、入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一 自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時停止及び終了）

第五十五条の五十七 入国者收容所等の職員は、次の各号のいずれか（領事官等との面会にあつては、第一号ロ又はハに限る。）に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、被收容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置をとることができる。

一 被收容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ 入国者收容所等の規律及び秩序を害する行為

ハ 衛生上の支障がある行為

二 被收容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によつて、入国者收容所等の職員が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ 入国者收容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

2 入国者収容所長等は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないとき、その面会を終わらせることができる。

(面会に関する制限)

第五十五条の五十八 入国者収容所長等は、被収容者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、入国者収容所等の規律及び秩序の維持、衛生の保持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、面会の相手方一人ごとに一日につき一回を下回ってはならない。

(発受を許す信書)

第五十五条の五十九 入国者収容所長等は、被収容者に対し、第五十五条の六十一の規定により差し止める場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

(信書の検査)

第五十五条の六十 入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、被収容者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

一 領事官等から受ける信書

二 被収容者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三 被収容者が自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

四 被収容者が自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次条第二項において同じ。）との間で発受する信書

(信書の内容による差止め等)

第五十五条の六十一 入国者収容所長等は、前条の規定による検査の結果、被収容者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

- 一 暗号の使用その他の理由によつて、入国者収容所等の職員が理解できない内容のものであるとき。
- 二 発受によつて、刑法法令に触れることとなり、又は刑法法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- 三 発受によつて、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、被収容者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び被収容者が弁護士との間で発受する信書であつてその被収容者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(信書に関する制限)

第五十五条の六十二 入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯並びに被収容者の信書の発受の方法について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

(発信に要する費用)

第五十五条の六十三 信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、入国者収容所長等が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。(発受を差し止めた信書等の取扱い)

- 第五十五条の六十四 入国者収容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の発受を差し止めた場合にはその信書を、同条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。
- 2 入国者収容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。
- 3 入国者収容所長等は、被収容者の出所の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下この章において「発受差止信書等」という。）をその者に引き渡すものとする。
- 4 入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受差止信書等を引き渡すものとする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、発受差止信書等の引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。
- 一 出所した被収容者が、出所後に、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。
- 二 被収容者が、第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。
- 6 第五十五条の三十四第一項、第五十五条の三十五第一項並びに第五十五条の三十六第二項及び第三項の規定は、被収容者に係る発受差止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第五十五条の六十四第四項の申請」と読み替えるものとする。
- 7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受差止信書等は、次の各号に掲げる日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。
- 一 被収容者の出所又は死亡の日
- 二 被収容者が第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当することとなつた日
- （被収容者作成の文書図画）
- 第五十五条の六十五 入国者収容所長等は、被収容者がその作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、被収容者が発する信書に準じて検査その他の措置をとる

ことができる。

(電話等による通信)

第五十五条の六十六 入国者収容所長等は、被収容者に対し、相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第五十五条の六十三の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第五十五条の六十七 入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第五十五条の五十七第一項(第一号イを除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第七節 不服申立て

(審査の申請)

第五十五条の六十八 次に掲げる入国者収容所長等の措置に不服がある者は、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、審査の申請をすることができる。

一 第五十五条の六に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

二 第五十五条の七第二項の規定による書籍等の閲覧の禁止

三 第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分

四 第五十五条の三十一の規定による保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品の交付を許さない処分

五 第五十五条の四十三第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

六 第五十五条の五十第一項の規定による隔離

七 第五十五条の六十一、第五十五条の六十二又は第五十五条の六十五の規定による信書の発受又は文書図面の交付の差止め又は制限

八 第五十五条の六十四第五項前段の規定による発受差止信書等の引渡しをしない処分（同条第三項の規定による引渡しに係るものに限る。）

2 前項の規定による審査の申請（以下この節において単に「審査の申請」という。）は、これを行う者が自らしなければならない。

（審査の申請期間）

第五十五条の六十九 審査の申請は、前条第一項に規定する措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3 入国者収容所長等が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。

（行政不服審査法の準用）

第五十五条の七十 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條並びに第三十九條の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（調査）

第五十五条の七十一 出入国在留管理庁長官は、職権で、審査の申請に関して必要な調査をするものとする。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の調査をするため必要があるときは、入国者収容所長等に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請をした者その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

(裁決)

第五十五条の七十二 出入国在留管理庁長官は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第五十五条の七十三 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができ。

2 前項の規定による再審査の申請（以下この節において単に「再審査の申請」という。）は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出入国在留管理庁長官に対する事実の申告)

第五十五条の七十四 被收容者は、自己に対する入国者收容所等の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、その事実を申告することができる。

- 一 身体に対する違法な有形力の行使
- 二 違法又は不当な捕縄又は手錠の使用
- 三 違法又は不当な保護室等への収容

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項及び第三項並びに第五十五条の七十一並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十七條並びに第三十九條の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(通知)

第五十五条の七十五 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。

2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第五十五条の七十二第一項並びに行政不服審査法第五十条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 出入国在留管理庁長官は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置をとるものとする。

(法務大臣に対する事実の申告)

第五十五条の七十六 被収容者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第五十五条の七十四第一項に規定する事実を申告することができる。

2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日

以内にしなければならぬ。

- 3 第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一、第五十五条の七十二第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(法務大臣に対する苦情の申出)

- 第五十五条の七十七 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

- 3 法務大臣は、第一項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を当該苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。

(監査官に対する苦情の申出)

- 第五十五条の七十八 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五十五条の九の規定により実地監査を行う監査官(以下この節において単に「監査官」という。)に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

- 3 監査官は、口頭による第一項の苦情の申出を受けるに当たっては、入国者收容所等の職員を立ち会わせてはならない。

- 4 前条第三項の規定は、監査官が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。

(入国者收容所長等に対する苦情の申出)

- 第五十五条の七十九 被收容者は、自己に対する入国者收容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、入国者收容所長等に対し、苦情の申出をすることができる。

- 2 第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

- 3 被收容者が口頭で第一項の苦情の申出をするときは、入国者收容所長等は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。

4 第五十五条の七十七第三項の規定は、入国者収容所長等が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。

(秘密申立て)

第五十五条の八十 入国者収容所長等は、被収容者が審査の申請等（審査の申請、再審査の申請又は第五十五条の七十四第一項若しくは第五十五条の七十六第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。）をし、又は法務大臣若しくは監査官に対する苦情の申出（第五十五条の七十七第一項又は第五十五条の七十八第一項の苦情の申出をいう。）をするに当たり、その内容を入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員に秘密にすることができように、必要な措置を講じなければならない。

2 第五十五条の六十の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出（第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項又は前条第一項の苦情の申出をいう。次条において同じ。）の書面は、検査をしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第五十五条の八十一 入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

第八節 死亡

(死亡の通知)

第五十五条の八十二 入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受差止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

(死体に関する措置)

第五十五条の八十三 被収容者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がないときは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、入国者収容所長等が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、被収容者の死体に関する措置については、法務省令で定める。
第五十七条第四項から第六項までの規定中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第九項中「（電磁的

方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

第五十九条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）の指定を受けている第一項第一号に該当する外国人を当該指定に係る施設」を「出国待機施設」に改める。

第五十九条の二第一項中「規定による登録」を「登録」に、「第五十条第一項」を「第六十一条の二の五第一項」に、「第六十一条の二の十一」を「第六十一条の二の十四」に改め、「取消しに関する処分」の下に「又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分」を加える。

第六十一条の二の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十一条の二の三中「前条第二項の許可」を「難民の認定又は補完的保護対象者の認定に引き続き第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。第六十一条の二の九において同じ。）において第五十条第一項の規定による許可（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において第五十条第一項の規定に準じて行われる許可を含む。）」に改める。

第六十一条の二の四第三項中「活動の制限」を削り、同条第五項第一号及び第二号中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同項第三号中「及び第二項」を削り、同項第四号中「次条」を「第六十一条の二の六」に改める。

第七章の二中第六十一条の二の十五を第六十一条の二の十八とする。

第六十一条の二の十四第一項中「若しくは第二項」を削り、「若しくは第六十一条の二の四第一項」を「第六十一条の二の六」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の七第二項の規定による許可、同条第四項の規定による許可の取消し、第六十一条の二の十第一項」に、「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条第四項中「法務大臣」の下に「、出入国在留管理庁長官」を、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を

「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 出入国在留管理庁長官は、第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて行つた活動状況の把握のため必要があるときは、第六十一条の二の八の規定により届け出ることとされている事項について、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

第六十一条の二の十四を第六十一条の二の十七とする。

第六十一条の二の十三中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「又は」を「又は」に、「において」を「において、」に改め、同条を第六十一条の二の十六とする。

第六十一条の二の十二第三項中「一年」の下に「以上五年を超えない範囲内において出入国在留管理庁長官が定めるもの」を加え、同条第五項中「一年」を「五年」に改め、「範囲内」の下に「（当該難民旅行証明書の有効期間内に限る。）」を加え、同条第六項中「六月」を「一年」に改め、同条を第六十一条の二の十五とし、第六十一条の二の十一を第六十一条の二の十四とし、第六十一条の二の十を第六十一条の二の十三とする。

第六十一条の二の九第一項第三号中「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改め、同項第六号中「第六十一条の二の七第二項」を「第六十一条の二の十第二項」に改め、同条第二項中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、「第六十一条の二の七第三項」を「第六十一条の二の十第三項」に改め、同条第六項の表第十八条第三項の項及び第二十三条の項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同表第三十条第一項の項中「第六十一条の二の九第一項各号」を「第六十一条の二の十二第一項各号」に改め、同表第八十三条第二項の項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同条を第六十一条の二の十二とする。

第六十一条の二の八第二項中「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条を第六十一条の二の十一とし、第六十一条の二の七を第六十一条の二の十とする。

第六十一条の二の六第一項中「第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改め、「（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、同項の在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 第六十一条の二第一項又は第二項の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったことがある者（第六十一条の二第一項又は第二項の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した者を除く。）

二 無期若しくは三年以上の拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号オからカまでのいずれかに該当する者若しくはこれらのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者第六十一条の二の六を第六十一条の二の九とする。

第六十一条の二の五中「、前条第一項」を「、第六十一条の二の四第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「前条第一項」を「第六十一条の二の四第一項」に改め、同条第三号中「前条第三項」を「第六十一条の二の四第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 次条第一項の規定に違反する活動を行ったこと。

第六十一条の二の五を第六十一条の二の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（活動の範囲）

第六十一条の二の七 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならない。ただし、報酬を受ける活動について、次項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りでない。

2 法務大臣は、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者の申請があつた場合に、相当と認めるときは、これを行うことを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3 法務大臣は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による許可を受けた外国人が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合

その他当該外国人に引き続き当該許可を与えておくことが適當でないことを認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

(活動の状況の届出)

第六十一条の二の八 前条第二項の規定による許可を受けた外国人は、法務省令で定めるところにより、当該許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならぬ。

第六十一条の二の四の次に次の一条を加える。

(仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得)

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人に対し、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、在留資格の取得を許可することができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者(刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。)又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくは才からヨまでのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者である場合は、当該外国人に対し、在留資格の取得を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限る。

一 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

三 その他法務大臣が在留資格の取得を許可すべき事情があると認めるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による許可をすることがどうかの判断に当たつては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなつた経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、在留資格未取得外国人となつた経緯及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。

3 第二十条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

第六十一条の三第二項第二号中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同項第三号中「第十九条の三十七第一項

「の下に」、「第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項」を加え、「及び第六十一条の二の十四第一項」を「並びに第六十一条の二の十七第一項及び第二項」に改め、同項第七号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

七 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定及び第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を行うこと。

八 第四十四条の五第一項の規定による許可を行うこと。

九 第五十二条第八項の規定による通知を行うこと。

十 第五十二条第十二項の規定による命令を行うこと。

十一 第五十五条の二第一項の規定により本邦からの退去を命ずること。

第六十一条の三の二第二項第三号中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改め、同項第四号中「及び」を「、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項並びに」に改め、同項第六号中「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同条第四項中「（昭和二十二年法律第二百十号）」を削る。

第六十一条の六から第六十一条の七の六までを削り、第六十一条の七の七を第六十一条の六とし、第六十一条の八を第六十一条の七とし、第六十一条の九を第六十一条の八とする。

第六十一条の九の二第一項中「第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を」を「これらの規定を第六十一条の二の十一第二項において」に改め、同条第六項ただし書中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同条を第六十一条の八の二とする。

第六十一条の九の三第一項第二号中「申請又は」を「申請、」に改め、「受領」の下に「又は第四十四条の六若しくは第五十二条の五の規定による届出」を加え、同項第三号中「及び第二十二條の二第三項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項」に、「第五十条第三項」を「第五十条第七項」に、「第六十一条の二の二第三項第一号」を「第六十一条の二の二第二項第一号」に改め、同条第二項中「順位」を「順序」

に改め、同条を第六十一条の八の三とする。

第六十一条の十の前の見出しを削り、同条を第六十一条の九とし、同条の前に見出しとして「(出入国在留管理基本計画)」を付し、第六十一条の十一を第六十一条の十とする。

第六十三条第一項中「收容しないとき」の下に「、又は第四十四条の二第一項の監理措置に付さないとき」を加え、「前条の規定により」を「第四十四条の規定による」に改め、「引渡し」の下に「又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎ」を、「あるときは」の下に「と、第五十条第二項中「收容令書により收容された外国人又は監理措置決定を受けた」とあるのは「第四十五条第一項の規定により入国審査官の審査を受けることとされた」」を加え、同条第三項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の八十四第二項」に改める。

第六十四条の見出し中「引渡」を「引渡し等」に改め、同条第一項中「決定するときは、入国警備官による收容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければ」を「決定したときで、その被疑者について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 收容令書又は退去強制令書の提示 当該被疑者を釈放して入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知 当該被疑者を釈放する措置

第六十四条第二項を次のように改める。

2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項に規定する場合において、同条第一項の外国人について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 收容令書又は退去強制令書の提示 釈放と同時に当該外国人を当該入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知 当該外国人を釈放する措置

第六十五条第一項中「第七十条の罪」の下に「(第一項第九号及び第十号の罪を除く。)」を加え、「收容令書が発付され、且つ」を「次の各号のいずれかに該当し、かつ」に、「書類及び証拠物とともに、当該被疑

者を入国警備官に引き渡す」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 収容令書が発付されたとき 当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置

二 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき 当該被疑者を釈放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置

第六十五条第二項中「引き渡す」を「引き渡し、又は釈放する」に改める。

第六十八条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第七十条第一項第三号の三中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同項第八号の二中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同項第八号の三中「第五十五条の六」を「第五十五条の八十八」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の四の次に次の二号を加える。

九 第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定を受けた者で、第四十四条の五第一項の規定による許可を受けないで報酬を受ける活動を行ったもの又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったもの（在留資格をもつて在留する者を除く。）

十 第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を受けた者で、収入を伴う事業を運営する活動を行ったもの又は報酬を受ける活動を行ったもの

第七十一条の五に次の一号を加える。

四 第四十四条の六又は第五十二条の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十一条の五の次に次の一条を加える。

第七十一条の六 第五十五条の五十四第二項の規定により解放された被收容者が、同条第三項の規定に違反して、入国者收容所等又は指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第七十二条第七号中「第六十一条の二の十二第八項」を「第六十一条の二の十五第八項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第六十一条の二の七第四項又は第六十一条の二の十三」を「第六十一条の二の十第四項又は第六十一条の二の十六」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号を同条第九号とし、同条第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第五十二条第六項」を「第五十二条第十項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を

加える。

- 五 第五十二条第十二項の規定による命令に違反して同項に規定する行為をしなかつた者
- 六 第五十四条第二項の規定により仮放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
- 七 第五十五条の二第一項の規定による命令に違反して本邦から退去しなかつた者
- 第七十二条第二号の次に次の一号を加える。
 - 三 第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者
- 第七十三条中「第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者（第七十条第一項第四号に該当する者を除く。）
 - 二 第六十一条の二の七第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者
- 第七十六条第二号中「乗員手帳、特定登録者カード又は許可書」を削る。
- 第七十七条の二を次のように改める。

第七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

 - 一 第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第四十四条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第四十四条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第四十四条の三第七項（第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 五 第五十二条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十二条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十七条の三中「第六十一条の九の三第二項各号」を「第六十一条の八の三第二項各号」に改める。

別表第一中「第五条」の下に「第六条」を加え、「第十九条、」を「第九条、第十九条、第十九条の五、」に改め、「第十九条の三十六」の下に「第二十条」を、「第二十四条」の下に「第五十二条」を加え、「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十一」に改める。

別表第二中「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十一」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

目次

第一章 第四章 (略)

第五章 退去強制の手続

第一節 違反調査（第二十七条―第三十八条）

第二節 収容（第三十九条―第四十四条）

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出（第四十五条―第五十条）

第四節 退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）

第五節 仮放免（第五十四条・第五十五条）

第五章の二 出国命令（第五十五条の二―第五十五条の六）

第六章 第七章 (略)

第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の二の十五）

第八章・第九章 （略）

附則

（上陸の拒否の特例）

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であっても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書）を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合す

るものであることを含む。)

三・四 (略)

2 (略)

(退去命令を受けた者がとどまることができる場所)

第十三条の二 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまることを許すことができる。

2 (略)

(永住許可)

第二十二条 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一・二 (略)

3・4 (略)

(みなし再入国許可)

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人(第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。)
()で有効な旅券(第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。)
()を所持するもの(中长期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。)
()が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に

対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2・3 (略)

(短期滞在に係るみなし再入国許可)

第二十六条の三 本邦に短期滞在の在留資格をもつて在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 (略)

(臨検、搜索及び押収)

第三十一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、搜索又は押収をすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、同項の処分をすることができる。

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について搜索しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、そ

の物件が違反事件に関係があると認めると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき身体又は物件、押収すべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、搜索又は押収をさせることができる。

(必要な処分)

第三十二条 入国警備官は、搜索又は押収をするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

(搜索又は押収の立会)

第三十四条 入国警備官は、住居その他の建造物内で搜索又は押収をするときは、所有者、借主、管理者又はこれらの者に代るべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(出入禁止)

第三十六条 入国警備官は、取調、臨検、搜索又は押収をする間は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に出入することを禁止することができる。

(押収の手續)

第三十七条 入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者にこれを交付しなければならない。

2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めるときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

(調書の作成)

第三十八条 入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたときは、これらに関する調書を作成し、立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

2 前項の場合において、立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができる。

2 前項の收容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

(收容令書の方式)

第四十条 前条第一項の收容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、收容すべき場所、有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、且つ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(收容の期間及び場所並びに留置の嘱託)

第四十一条 (略)

2 收容令書によつて收容することができるところは、入国者收容所、收容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 (略)

(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の

規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

4 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(口頭審理)

第四十八条 前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならない。

4 特別審理官は、前項の口頭審理を行った場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。

5 第十条第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手續に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。)は、直ちにその者を放免しなければならない。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。)は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、特別審理官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けたとき

は、直ちにその者を放免しなければならない。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

9 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(法務大臣の裁決の特例)

第五十条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一〜四 (略)

2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

3 法務大臣が第一項の規定による許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)をする場合において、当該外国人が中长期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

4 第一項の許可は、前条第四項の規定の適用については、異議の申出がある旨の裁決とみなす。
(退去強制令書の執行)

第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官(前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において

同じ。)は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならぬ。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者収容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。

5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。

6 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

7 入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(仮放免)

第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住

居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者以外の者の差し出した保証書をもって保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(仮放免の取消)

第五十五条 入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出に応ぜず、その他仮放免に附された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

2 前項の取消をしたときは、入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、收容令書又は退去強制令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないことを理由とする仮放免の取消をしたときは保証金の全部、その他の理由によるときはその一部を没取するものとする。

4 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び收容令書又は退去強制令書を示して、その者を入国者収容所、收容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容しなければならない。

5 入国警備官は、仮放免取消書及び收容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を收容することができる。但し、仮放免取消書及び收容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

(出国命令)

第五十五条の三 主任審査官は、第四十七条第二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項又は前条第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からの出国を命じなければならない

い。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内で出国期限を定めるものとする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令をする場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

(出国命令書の方式)

第五十五条の四 前条第二項の規定により交付される出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(出国期限の延長)

第五十五条の五 主任審査官は、法務省令で定めるところにより、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することができない旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由があると認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

(出国命令の取消し)

第五十五条の六 主任審査官は、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

(送還の義務)

第五十九条 (略)

2 前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができないときは、その責任と費用で、すみやかに他の船舶等により送還しなければならない。

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送

業者が負うべき責任と費用の負担のうち、第十三条の二第一項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）の指定を受けている第一項第一号に該当する外国人を当該指定に係る施設にとどめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るもの限り、その全部又は一部を免除することができる。

（在留資格に係る許可）

第六十一条の二の二 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定をする場合であつて、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一・二 （略）。

2 法務大臣は、前条第一項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときを除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 法務大臣は、前二項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一・二 （略）

4 第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力

を生ずる。

5 法務大臣は、第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 十 (略)

2 法務大臣は、前項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間(以下「仮滞在期間」という。)を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

3 法務大臣は、第一項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつさせることができる。

4・5 (略)

(仮滞在の許可の取消し)

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

一 五 (略)

(難民の認定等の取消し)

第六十一条の二の七 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その難民の認定を取り消すものとする。

一 三 (略)

2 4 (略)

(難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し)

第六十一条の二の八 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の規定による許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 (略)

(審査請求)

第六十一条の二の九 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 六 (略)

2 5 (略)

6 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------------	-----------	---------

第十八条第三項	次条	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第一項
第二十三条	第十九条	入管法第六十一条の二の九第一項
第三十条第一項	前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）	入管法第六十一条の二の九第一項各号に掲げる処分又は不作為に対する意見その他の審査請求人の主張を記載した書面（以下「申述書」という。）
第三十条第三項	反論書を	申述書を
第三十一条第一項ただし書	場合	場合又は申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民若しくは補完的保護対象者となる事由を包含していないことその他の事情により当該意見を述べられる機会を与えることが適当でないと認められる場合
第三十一条第二項	審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。	審理員が、あらかじめ審査請求に係る事件に関する処分等に対する質問の有無及びその内容について申立人から聴取した上で、期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、処分等を集すること

<p>第四十一条第二項第一号口</p>	<p>反論書</p>	<p>要しない。 一 申立人から処分庁等の招集を要しない旨の意思の表明があったとき。 二 前号に掲げる場合のほか、当該聴取の結果、処分庁等を招集することを要しないと認めるとき。</p>
<p>第四十四条</p>	<p>行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）</p>	<p>審理員意見書が提出されたとき</p>
<p>第五十条第一項第四号</p>	<p>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書</p>	<p>審理員意見書</p>
<p>第八十三条第二項</p>	<p>第十九条（第五項第一号及び第二号を除く。）</p>	<p>入管法第六十一条の二の九第一項</p>

（難民旅行証明書）

第六十一条の二の十二 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。
- 3・4 (略)
- 5 前項の場合において、出入国在留管理庁長官が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。
- 6 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。
- 7 (略)
- 8 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。
- 9 (略)
(事実の調査)
第六十一条の二の十四 法務大臣は、難民の認定、補完的保護対象者の認定、第六十一条の二の二第一項若しくは第二項、第六十一条の二の三若しくは第六十一条の二の四第一項の規定による許可、第六十一条の二の五の規定による許可の取消し、第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し、同条第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し又は第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。
- 2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 前項の場合において、第六十一条の二第一項又は第二項の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては

、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

4 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(被收容者の処遇)

第六十一条の七 (略)

2 5 (略)

6 前各項に規定するものを除く外、被收容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所に自ら出頭して行わなければならない。

一 3 (略)

2 4 (略)

(政令等への委任)

第六十九条 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令(市町村の長が行うべき事務については、政令)で定める。

(権限の委任)

第六十九条の二 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。ただし、第二条の三第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第二条の四第一項、同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)並びに第七条の二第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限については、この限りでない。

2 出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

別表第一（第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の二、第二十条の三、第二十条の四、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の七、第六十一条の二の八関係）

一 （略）

二

在留資格 高度専門職	本邦において行うことができる活動
	<p>一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>二 前号に掲げる活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p>

	<p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄若しくは特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>
(略)	(略)

三〇五 (略)

別表第二（第二条の二、第七条、第二十二條の三、第二十二條の四、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八
関係）

在留資格	本邦において有する身分又は地位
(略)	(略)
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）

（法第二条第五号ロの政令で定める地域）

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第五号ロの政令で定める地域は、台湾並びに
ヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。

（法第十九条の七第一項等の届出の経由に係る市町村の事務）

第二条 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第
一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長は、法第十九条の七第一項の規定による届出（

同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）、法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、出入国在留管理庁長官が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、出入国在留管理庁長官に伝達するものとする。

一 届出をした中长期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域及び住居地

二 届出をした中长期在留者が提出した在留カードの番号

三 届出の年月日

四 届出が法第十九条の七第一項の規定による届出、法第十九条の八第一項の規定による届出又は法第十九条の九第一項の規定による届出のいずれであるかの別。ただし、次のイからハまでに掲げる場合には、これに代え、当該イからハまでに定める事項

イ 法第十九条の七第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があつた場合 当該届出が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定によるものであること。

ロ 法第十九条の八第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があつた場合 当該届出が住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七のいずれの規定によるものであるかの別

ハ 法第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があつた場合 当該届出が住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六のいずれの規定によるものであるかの別

五 法第十九条の七第一項の規定による届出又は法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定

により同条第一項の規定による届出とみなされる住民基本台帳法第三十条の四十七の規定による届出を除く。
。）があつた場合における住居地を定めた年月日（法第十九条の八第一項に規定する既に住居地を定めて
る者に係る当該住居地を定めた年月日を除く。）

六 法第十九条の九第一項の規定による届出があつた場合における新住居地（変更後の住居地をいう。）に移
転した年月日及び当該届出の直前に定めていた住居地（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届
出とみなされる住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出があつた場合における当該届出の直前に
定めていた住居地を除く。）

（住居地届出日の在留カードへの記載）

第三条 市町村の長は、法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用す
る場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、併せて、当該在留カードを提出し
てした届出の年月日を記載するものとする。

（登録支援機関の登録の申請に係る手数料の額）

第四条 法第十九条の二十三第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者 二万八千四百円
- 二 法第十九条の二十三第一項の登録の更新を受けようとする者 一万千円

（法第十九条の二十六第一項第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第五条 法第十九条の二十六第一項第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、
次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号
）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六
十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含

む。）、第一百八十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第三百十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第三百十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三百十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四 船員職業安定法第一百一十一条から第一百五十五条までの規定

五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

七 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

八 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る

同法第二十条の規定

九 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十四 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第二百九条から第三百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百九条及び第二百二十二条の規定
（審査請求に関する技術的読替え等）

第六条 法第六十一条の二の九第六項の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定の適用については、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条第一項及び第三項	第三十一条	入管法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される第三十一条及び第三十二条

2 法第六十一条の二の九第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政不服審査法施行令の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第七条第一項	反論書は		出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項に規定する申述書（以下単に「申述書」という。）は
第七条第二項	法第三十条第三項	当該申述書	
第十五条第一項第三号及び第三項	反論書	申述書	

（法第六十一条の三の二第五項の政令で定める入国警備官の階級）

第七条 法第六十一条の三の二第五項の政令で定める入国警備官の階級は、警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長及び警守とする。

（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）

第八条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二

号) 第十一条並びに第十二条第一項及び第三項並びに同令第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由(住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があったことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。)とする。

2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)をしたことを出入国在留管理庁長官に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。

一 外国人住民の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域及び住所

二 外国人住民が中长期在留者、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下同じ。)、一時庇(ひ)護許可者(法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。)、仮滞在許可者(法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。)、又は経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者又は日本の国籍を失った者であつて、法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。))のいずれであるかの別

三 外国人住民が中长期在留者である場合における当該中长期在留者の在留カードの番号

四 外国人住民が特別永住者である場合における当該特別永住者の特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号

五 記載、消除又は記載の修正の別

六 第一号から第四号までに掲げる事項のいずれかに係る記載の修正をした場合における当該記載の修正がこれらの事項のいずれに係るものであるかの別及び住所についての記載の修正をした場合における当該記載の修正前に記載されていた住所

七 住民基本台帳法施行令第十一条の規定により、住民基本台帳法第二十二條から第二十四條まで、第三十條の四十六又は第三十條の四十七のいずれかの規定による届出に基づく住民票の記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定のいずれによる届出に基づくものであるかの別及び当該届出の年月日並びに同法第二十四條の規定による届出に基づき消除をした場合における転出の予定年月日

八 住民基本台帳法施行令第十二條第一項若しくは第三項又は同令第三十條の二十一の規定により読み替えて適用される同令第十二條第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日

イ 出生（出生によつて日本の国籍を取得したときを除く。）若しくは日本の国籍の喪失があつたため記載をした場合又は死亡若しくは日本の国籍の取得があつたため消除をした場合 当該事由の發生年月日

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十條第一項の規定による失踪の宣告の裁判の確定があつたため消除をした場合 同項に規定する期間が経過した年月日

ハ 民法第三十條第二項の規定による失踪の宣告の裁判の確定があつたため消除をした場合 同項に規定する危難が去つた年月日

ニ 失踪の宣告の取消しの裁判の確定があつたため記載をした場合 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第九十四條において準用する同法第六十三條第一項の規定による届出の年月日

三 前項の規定による通知は、出入国在留管理庁長官が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

（在留資格の変更の許可等に係る手数料の額）

第九條 法第六十七條から第六十八條までの規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 在留資格の変更の許可 四千元
 - 二 在留期間の更新の許可 四千元
 - 三 永住許可 八千元
 - 四 再入国（数次再入国を除く。）の許可 三千元
 - 五 数次再入国の許可 六千元
 - 六 特定登録者カードの交付（再交付を除く。） 二千二百円
 - 七 特定登録者カードの再交付 千円
 - 八 就労資格証明書の交付 千二百円
 - 九 在留カードの交付 千六百元
 - 十 難民旅行証明書の交付 五千元
- （権限の委任）

第十条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五条第二項に規定する権限
- 二 法第五条の二に規定する権限
- 三 法第七条の二第一項に規定する権限
- 四 法第十一条第一項から第三項までに規定する権限
- 五 法第十二条第一項に規定する権限
- 六 法第二十条第二項から第四項までに規定する権限
- 七 法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する権限
- 八 法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限
- 九 法第二十二条の二第二項、同条第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十

二条の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限

十 法第二十二條の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限

イ 法第二十二條の二第二項

ロ 法第二十二條の二第三項において準用する法第二十二條第三項本文及び第四項

ハ 法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項まで

十一 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限

十二 法第四十九條第一項から第三項までに規定する権限

十三 法第五十條第一項及び第二項に規定する権限

十四 法第六十一條の二に規定する権限

十五 法第六十一條の二の二第一項から第三項まで及び第五項に規定する権限

十六 法第六十一條の二の三に規定する権限

十七 法第六十一條の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同條第二

項に規定する権限

十八 法第六十一條の二の五に規定する権限

十九 法第六十一條の二の七第一項から第三項までに規定する権限

二十 法第六十一條の二の八第一項並びに同條第二項において準用する法第二十二條の四第二項、第三項及び

第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

二十一 法第六十一條の二の十一に規定する権限

二十二 法第六十一條の二の十四第一項及び第四項に規定する権限

（事務の区分）

第十一條 第三條の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）
別記第七号の四様式

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	
日 本 国 法 務 大 臣	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第八号様式（第八条関係）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日

通 知 書

殿

出入国管理及び難民認定法第10条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおりあなたの証言を求めることになりましたので、出頭してください。

1 証 人

男
女

氏 名 _____

国籍・地域 _____

居 住 地 _____

2 出頭を求める年月日時及び場所

年 月 日 時

3 証言を求める理由

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

支 局 出張所

特別審理官 _____

署 名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第九号様式（第九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
<p>認 定 通 知 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 男 女</p> <p>2 生年月日 年 月 日</p> <p>3 国籍・地域</p> <p style="margin-top: 20px;">あなたに対し口頭審理を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">認 定 要 旨</p> <p style="margin-top: 40px;"> 出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局 出張所 特別審理官 _____ 署 名 </p>	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十一号様式（第十条、第十二条の二関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
退 去 命 令 書	
1. 氏 名	男 女
2. 生 年 月 日	年 月 日
3. 国 籍・地 域	_____
出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、本邦からの退去を命じます。	
(1) 出国日	
(2) 出国使	
(3) 送還責任者	
出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。	
(1) とどまることができる期間	
(2) とどまることができる施設	
なお、あなたが上記の出国日までに出国しないときは退去強制されることとなります。	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
主任 審 査 官	支 局
特別 審 理 官	出 張 所
	署 名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十二号様式（第十条、第十二条の二関係）

日本国政府法務省		番 号	
		年 月 日	
退 去 命 令 通 知 書			
殿			
1 氏 名		男 女	
2 生 年 月 日	_____		
	年	月	日
3 国 籍・地 域	_____		
<p>上記の者に対し、年 月 日出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、本邦からの退去を命じたので、通知します。</p> <p>貴社（あなた）は、同法第59条の規定により、貴社（あなた）の責任と費用で同人を本邦外の地域に送還しなければなりません。</p>			
(1) 出国日			
(2) 出国便			
<p>上記の者について、出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。</p>			
(1) とどまることができる期間			
(2) とどまることができる施設			
出入国在留管理庁	出入国在留管理局	支局	出張所
主任 審 査 官	_____		
特別 審 理 官	_____		
署 名			

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十四号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
仮上陸許可書	
出入国管理及び難民認定法第13条の規定に基づき、仮上陸を許可します。	
1 氏 名	男 女

2 生年月日	年 月 日

3 国籍・地域	_____
4 仮上陸の条件	
(1) 住居及び行動範囲	_____ _____
(2) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。	
(3) その他	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支局
	出張所
主任審査官	印

注 意

- 1 仮上陸の期間は、上陸手続が完了するときまでの間です。
- 2 上記の仮上陸の条件を遵守してください。
- 3 住居や行動範囲の変更を希望するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受ける必要があります。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第十五号様式（第十二条、第四十九条関係）

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

保 管 金 受 領 証 書

殿

金 _____

保管の事由

上記金額を領収しました。

出入国在留管理庁

入国者収容所

出入国在留管理局

歳入歳出外現金出納官吏

署 名

年 月 日

出入国在留管理庁

入国者収容所

出入国在留管理局

歳入歳出外現金出納官吏 殿

金 _____

上記金額を領収しました。

氏 名 _____

居 住 地 _____

署 名

別記第十六号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
<p>保 証 金 没 取 通 知 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 男 女</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 150px;"/> <p>2 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>3 国 籍・地 域</p> <hr style="width: 30%; margin-left: 150px;"/> <p style="margin-top: 20px;"> 出入国管理及び難民認定法第13条第5項の規定に基づき、下記の理由により、仮上陸許可の保証金の^{全部}_{一部}金 円を没取したので、通知します。 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">理由</p> <p style="margin-top: 20px;"> 出入国在留管理庁 出入国在留管理局 </p> <p style="margin-left: 200px;">支局 出張所</p> <p style="margin-top: 20px;"> 主任審査官 署 名 </p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第二十六号の二様式（第十八条関係）

日本国政府法務省	番 号 年月日			
一時庇護のための上陸許可に関する申告書				
氏 名 _____	男 女 _____			
別名、通称名等 _____				
生年月日 _____				
国籍・地域 (又は常居所を有していた国名) _____				
本国における居住地 _____				
本邦上陸年月日 _____ 上陸港 _____				
旅券（身分証明書等）				
発行国	発行機関	番 号	発行年月日	有効期間
使用言語 _____		宗 教 _____		
民 族 _____				
居住歴				
居 住 地		居 住 期 間		
		～		
		～		
		～		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

家族構成（在日）

氏名	続柄	国籍・地域 (又は常居所を有していた国名)	住居地	電話番号

家族構成（在外）

氏名	続柄	国籍・地域 (又は常居所を有していた国名)	居住地	電話番号

最終学歴及び来日前の職業

	期間	学校・会社名	所在地
最終学歴	～	<input type="checkbox"/> 卒 <input type="checkbox"/> 中退	
来日前の職業	～		

その1

- 1 あなたが迫害を受けるおそれのあった国から脱出した日、場所、方法及び日本に到着するまでの経緯について具体的に書いてください。

- 2 あなたは、最初から日本に来ることを希望していましたか。

はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、どの国を希望していたのですか。また、日本に希望を変えた理由はなんですか。

- 3 あなたは、本国を脱出する際に出国の手続きを誰かに依頼しましたか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合、その人物の名前を挙げてください。その費用はいくらでしたか。

- 4 あなたは、旅券その他の旅行文書を所持していますか。

はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、本国を出国する際、それらの文書を所持していましたか。

はい いいえ

出国の時にそれらの文書を所持していた場合、その後それらの文書はどのようなになったのですか。

現に旅券その他の旅行文書を所持している場合又は出国時に所持していた場合、それらの文書はどのようにして入手したのですか。

5 日本に到着する以前に他の国に居住していたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合、次の事項を記入してください。

国名	滞在期間	滞在目的	滞在場所	電話番号
	～			
	～			
	～			

どのような理由で居住していた国を離れて日本に来ることにしたのですか。

6 日本に到着する以前に他の国に庇護を求めたことはありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合、その国の名前又は結果はどうでしたか。

その2

1-1 もしあなたが本国へ戻れば迫害を受ける理由は次のうちどれですか。
次のうちに該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、1-2に迫害を受ける理由を書いてください。

- 人種 宗教 国籍 特定の社会的集団の構成員であること
- 政治的意見

1-2 もしあなたが本国へ戻れば迫害を受ける理由を書いてください。

2 あなた又はあなたの家族が上記の理由により逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束を受け又は有罪の判決を受けたことがありますか。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

上記以外の理由であなた又はあなたの家族が逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束を受け又は有罪の判決を受けたことがありますか。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

3 上記1-1又は1-2の迫害を受けるとする理由、根拠を具体的に書いてください。

4 あなたは本国政府に敵対する組織に属していましたか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

5 あなたは本国政府に敵対する政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

6 あなたが本国に帰るとすれば、いかなる事態が生じますか。その具体的内容及び理由を書いてください。

7 あなたは、上記1-1から6までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができますか。

はい

いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

8 その他特別の事情があれば、具体的に書いてください。

以上の記載は、事実と相違ありません。

申告者の署名 _____ 年 月 日

別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。</p>	
<input type="text"/>	
日 本 国 法 務 大 臣	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。</p>	
<div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	
日 本 国 法 務 大 臣	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十二号様式

別記第三十二号様式 (第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第四十四条関係)

在 留 資 格 証 明 書

1 氏 名 _____
男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

日 本 国 法 務 省

(1)

官 用 欄

(2)

官用欄	
	(3)

官用欄	
注 意	
	(4)

- 1 本証明書は、在留資格関係申請をする場合に提示して下さい。
- 2 本証明書は、旅券に代わる証明書ではありません。

別記第三十七号様式（第二十四条関係）

在留資格取得許可 ACQUISITION PERMIT	
在留期限 U n t i l	
在留資格 Status	在留期間 Period
.....	
許可番号	許可年月日
.....	
※	

- (注) 1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。
 2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十七号の二様式（第二十四条関係）

在留資格取得許可 ACQUISITION PERMIT	
在留資格 Status:	
在留期間 Period:	
在留期限 Until:	
許可番号	
許可年月日	
※	

- (注)
- 1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。
 - 2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
 - 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第四十六号様式

別記第四十六号様式(第三十一条関係)

許 可 状 請 求 書	
年 月 日	
裁判所裁判官 殿	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局	
入国警備官	印
<p>下記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、許可状の発付を請求する。</p>	
容疑者氏名	

<p>容疑事実の要旨及び該当法条</p>	
<p>臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は押収すべき物件</p>	
<p>必要とする有効期間及びその事由</p>	
<p>日の出前、日没後に行う必要があるときはその旨及び事由</p>	

別記第四十七号様式

別記第四十七号様式（第三十三条関係）

押収物件目録書		年 月 日
出入国在留管理序 出入国在留管理局 入国警備官 印 殿		
容疑者 に対する出入国管理及び難民認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、 年 月 日 において、別紙目録の物件を押収した。		

押収物件目録						
番号	品名	数量	差住所・出人姓名	所住所・有氏名	備考	

別記第四十九号様式（甲）

別記第四十九号様式（甲）（第三十四条関係）

臨 検 調 書	
年 月 日	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局	
入国警備官 立 会 人 居 住 地 氏 名	印
容疑者 認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑事 件につき、本職は、 裁判所裁判官 許可状を 会わせて、次のとおり臨検をした。	に対する出入国管理及び難民 年 月 日付け の発した に示した上 を立ち

臨検の日時	年 月 日	自 時 分	至 時 分
臨検の場所			
臨検の結果			

別記第四十九号様式（乙）

別記第四十九号様式（乙）（第三十四条関係）

<p>捜 索 調 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>出入国在留管理庁</p>	<p>出入国在留管理局</p>
<p>入国警備官 立 会 人 居 住 地 氏 名</p>	<p>印</p>
<p>容 疑 者</p>	<p>に対する出入国管理及び難</p>
<p>民認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑事</p>	
<p>件につき、本職は、 年 月 日付け</p>	
<p>裁判所裁判官</p>	
<p>許可状を</p>	<p>に示した上</p>
<p>を立ち</p>	
<p>会わせて、次のとおり捜索をした。</p>	

<p>捜 索 の 日 時</p>	<p>年 月 日</p>	<p>自 時 分</p>	<p>至 時 分</p>
<p>捜 索 の 場 所、 身 体 又 は 物</p>			
<p>捜 索 の 目 的 的 る 人 物 又 は 物</p>			
<p>捜 索 の 結 果</p>			

別記第五十号様式（第三十五条関係）

（表）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
収 容 令 書	
1 氏 名 _____ 男 女 2 生年月日 _____ 年 月 日 3 国 籍 _____ 4 居 住 地 _____ 5 職 業 _____	
上記の者を出入国管理及び難民認定法第39条の規定に基づき、下記により収容する。	
容疑事実の要旨	
収容すべき場所	
収容期間	日
有効期限	年 月 日まで
出入国在留管理庁	出入国在留管理局主任審査官 印
収容期限	年 月 日まで
提 示	年 月 日 入国警備官 印

(裏)

収容期間の延長			
延長期間	自 年 月 日 (日)	理由	
	至 年 月 日		年 月 日 印
出入国在留管理庁	出入国在留管理局主任審査官		
提 示	年 月 日	入国警備官	印
収容場所の変更			
収容すべき場所	年 月 日	年 月 日	
	出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官 印	出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官 印	
提示及び執行	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	
	入国警備官 印	入国警備官 印	
執 行 経 過			
執 行 の 開 始		出 所	
年月日時	年 月 日 時 分	年 月 日 理 由	年 月 日 ・仮放免 ・在留特別許可 ・その他 ()
執行場所		収容期間 残 日 数	日
執行者	入国警備官 印	取扱者	入国警備官 印
年月日時	年 月 日 時 分	年 月 日 理 由	年 月 日 ・仮放免 ・在留特別許可 ・その他 ()
執行場所		収容期間 残 日 数	日
収容期間 満了日	年 月 日	取扱者	入国警備官 印
執行者	入国警備官 印	取扱者	入国警備官 印
執行の 終了	年 月 日 理 由	年 月 日	取扱者 入国警備官 印
備 考			

番 号

年 月 日

認 定 書

氏 名 (男・女)

生 年 月 日 年 月 日 (歳)

国 籍 ・ 地 域

居 住 地

職 業

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、 年 月 日
において審査を行った結果、下記のとおり認定する。

認 定 要 旨

1 事実の認定

2 証 拠

3 参考事項

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

支局

出張所

入国審査官

印

別記第五十三号様式（第三十七条関係）

日本国政府法務省

番 号

年月日

認 定 通 知 書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認 定 要 旨

上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

入国審査官

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。

別記第五十五号様式（第三十八条関係）

日本国政府法務省

番 号
年 月 日

放 免 証 明 書

1 氏 名 _____ 男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

4 居 住 地 _____

出入国管理及び難民認定法第 _____ 条第 _____ 項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。

(1) 放免した日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 放免理由

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

主任審査官

特別審理官

入国審査官

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十六号様式（第三十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
口 頭 審 理 期 日 通 知 書	
殿	
1 氏 名	男 女

2 生 年 月 日	年 月 日

3 国 籍 ・ 地 域	_____
4 居 住 地	_____
あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、下記のとおり口頭審理を行うので、通知します。	
(1) 口頭審理期日	年 月 日

(2) 場 所	出入国在留管理局
	出入国在留管理庁
	出入国在留管理局
	特別審理官

署 名	
備 考	
ア 口頭審理には、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせることができます。	
イ 口頭審理において、あなた又はあなたの代理人は、証拠を提出し、及び証人を尋問することができます。	
ウ 仮放免中で正当な理由がなく出頭しないものは、仮放免を取り消すことがあります。	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十七号様式

別記第五十七号様式 (第四十一条関係)

番号
年月日

判定書

氏名 (男・女)

生年月日 年 月 日 (歳)

国籍・地域

居住地

職業

上記の者は、 年 月 日 日口頭審理の請求をしたので、 年 月 日

において

立ち会いの上口頭審理を行った結果、下記のとおり判定する。

判定要旨

1 事実の認定

2 証拠

3 適用法条

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

支局

出張所

特別審理官

印

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

裁 決 ・ 決 定 書

氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日 (歳)

国籍・地域

居 住 地

職 業

1 裁決に係る事項

上記の者の出入国管理及び難民認定法第49条第1項の規定による異議の申出に対し、同条第3項の規定により次のとおり裁決する。

(1) 主文

(2) 退去強制対象者に該当する理由

2 在留特別許可に関する決定に係る事項

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第50条の規定の適用について、次のとおり決定する。

(1) 決定内容

(2) 理由

※

(注) 1 ※には裁決及び決定を行った者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十一号の二様式（第四十三条関係）

日本国政府法務省

番 号
年月日

裁 決 通 知 書

殿

- 1 国籍・地域 _____
- 2 氏 名 _____ (男・女)
- 3 生年月日 _____ 年 月 日 (歳)
- 4 居 住 地 _____

あなたからの異議の申出については、_____から理由がないと裁
決した旨の通知を受けましたので、通知します。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

支局

出張所

主任審査官 _____

署 名

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

送 還 通 知 書

殿

年 月 日下記理由により退去強制令書を発付した下記の者について、
貴社（あなた）は出入国管理及び難民認定法第59条の規定により貴社（あなた）の責
任と費用により本邦外に送還する義務があるので、通知します。

1 氏 名 _____ 男
女

2 生年月日 _____ 年 月 日

3 国籍・地域 _____

4 退去強制の理由 _____

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

主任審査官

署 名

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十四号の二様式（第四十七条の二関係）

<p>日本国政府法務省</p>	<p>番 号 年 月 日</p>
<h3 style="margin: 0;">送 還 先 指 定 書</h3>	
<p>1 氏 名 _____ 男 女</p>	
<p>2 生 年 月 日 _____ 年 月 日</p>	
<p>3 国 籍・地 域 _____</p>	
<p>出入国管理及び難民認定法第52条第4項後段の規定により、送還先を次のとおり定めます。</p>	
<p>送 還 先 _____</p>	
<p>出入国在留管理庁</p>	<p>入国者収容所長</p>
<p>出入国在留管理局</p>	<p>支局 出張所 主任審査官</p>
<p>_____</p> <p>署 名</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十五号様式（第四十八条関係）

（表）

番 号
年 月 日

日本国政府法務省

<p>特別放免許可書</p> <p>出入国管理及び難民認定法第52条第6項の規定により放免します。</p>		<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>
1	氏 名 _____	男女
2	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3	国籍・地域 _____	
4	住 居 地 _____	
5	特別放免の条件：裏面に記載のとおり。	
	出入国在留管理庁	入国者收容所長
		出入国在留管理局主任審査官

		署 名

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

特別放免の条件

(1) 住 居

(2) 行動範囲

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) その他

注 意

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十六号様式（第四十九条関係）

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

仮 放 免 許 可 申 請 書

出入国在留管理庁

入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

殿

出入国管理及び難民認定法第54条第1項の規定により、下記の者の仮放免の許可を申請します。

1 氏 名 _____ 男 女

2 生年月日 _____ 年 月 日

3 国籍・地域 _____

4 申請の理由 _____

(1) 申請人の氏名 _____ 男 女

(2) 申請人の生年月日 _____ 年 月 日

(3) 申請人の国籍・地域 _____

(4) 申請人の住居地 _____

(5) 本人との関係 _____

署 名

別記第六十七号様式（第四十九条関係）

(表)

番 号
年 月 日

日本国政府法務省

仮 放 免 許 可 書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項
の規定により、仮放免します。



写
真

1 氏 名 _____ 男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 月 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

4 住 居 地 _____

5 仮放免の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁 入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

_____ 署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

仮 放 免 の 条 件

(1) 住 居

(2) 行動範囲

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) 仮放免の期間

(5) その他

注 意

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没取することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十八号様式（第四十九条関係）

番 号

年 月 日

日本国政府法務省

呼 出 状

出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、

年 月 日 時 分 に

あなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。

1 氏 名 _____ 男 女

2 生年月日 _____ 年 月 日

3 国籍・地域 _____

4 住居地 _____

出入国在留管理庁

入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

_____ 署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十九号様式（第四十九条関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">保 証 書</h2>	
出入国在留管理庁 入国者収容所長 殿 出入国在留管理局主任審査官 殿	
<p>下記の者の仮放免に関し、出入国管理及び難民認定法第54条第3項の規定により、保証金に代え保証書を提出いたします。保証金、金 円は私においていつでも納付することを誓約します。</p>	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
(1) 保証人の氏名	男 女
(2) 保証人の生年月日	年 月 日
(3) 保証人の国籍・地域	
(4) 保証人の住居地	
(5) 本人との関係	
署 名	

番 号

年 月 日

日本国政府法務省

仮 放 免 取 消 書

出入国管理及び難民認定法第55条第1項の規定に基づき、下記の理由により、仮放免を取り消す。

1 氏 名 男
女

2 生年月日 年 月 日

3 国籍・地域

4 住 居 地

取り消し理由

出入国在留管理庁

入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

署 名

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

保 証 金 没 取 通 知 書

保証金納付者 殿

出入国管理及び難民認定法第55条第1項の規定により下記の者の仮放免を取り消したことに伴い、同条第3項の規定に基づき保証金の全部金 円を没取したので、通知します。

- 1 氏 名 _____ 男 女
- 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 国籍・地域 _____
- 4 住 居 地 _____

出入国在留管理庁 入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

日本国政府法務省

(表)

番 号
年 月 日

出 頭 確 認 書

殿

- 1 氏 名 _____ 男 女
- 2 生年月日 (年齢) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)
- 3 国籍・地域 _____
- 4 住 居 地 _____

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日午前/午後 _____ 時 _____ 分に _____
に出頭したことを確認しました。

出国命令を受けようとする場合には、裏面に記載された注意事項を守ってください。

法 務 省

_____ 官 職

_____ 署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

注 意

- ア 常に本状を携帯するとともに、本状を持参の上、下記の出頭日時及び出頭場所に出頭してください。
- イ 下記の出頭日時及び出頭場所に正当な理由なく出頭しない場合には、出国命令を受けることはできません。
- ウ 本状は本邦での在留を認めるものではなく、本状を所持していても不法滞在状態にあることに変わりはありません。
- エ 本状を他人に譲渡・供与してはいけません。
- オ 本状を破損・紛失した際は、出入国在留管理官署に届け出てください。

次回以降出頭日時及び出頭場所

第2回	指示印	確認印
出頭日時 年 月 日午前/午後 時 分		

出頭場所		
第3回	指示印	確認印
出頭日時 年 月 日午前/午後 時 分		

出頭場所		
第4回	指示印	確認印
出頭日時 年 月 日午前/午後 時 分		

出頭場所		
第5回	指示印	確認印
出頭日時 年 月 日午前/午後 時 分		

出頭場所		
備考		

別記第七十一号の三様式（第五十条の四関係）

日本国政府法務省

(表)

番 号

年 月 日

出 国 命 令 書

1 氏 名 _____ 男
女

2 生年月日（年齢） _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 歳）

3 国 籍 _____

4 住 居 地 _____

上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第55条の3の規定に基づき、下記により本邦外に出国を命じる。

(1) 出国期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 出国命令の理由
出入国管理及び難民認定法第24条の3各号に該当（同法第24条__号__に該当）

(3) 出国命令の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

主任審査官

印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

出 国 命 令 の 条 件

- (1) 住居 _____
- (2) 行動範囲 _____ 及び _____ 港までの順路による通過経路 _____
- (3) 呼出しを受けたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。
- (4) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動その他出国の手續に必要な活動以外の活動に従事することはできません。
- (5) その他 _____

注 意

- ア 住居及び出国しようとする出入国港を変更するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。
- イ 上記の条件に違反したときは、本命令を取り消すことがあります。
- ウ 出国命令に係る出国期限を超過して本邦に残留した場合、出国命令を取り消されたにもかかわらず本邦に残留した場合又は出国命令の条件に違反して逃亡した場合には処罰を受けることがあります。
- エ この命令書は常に携帯しなければなりません。
- オ 本邦を出国する場合には、出入国港においてこの命令書を入国審査官に提出しなければなりません。

出 国 期 限 の 延 長

延 長 期 限	自	年	月	日	理 由	
	至	年	月	日		

年 月 日

出入国在留管理庁 出入国在留管理局
主任審査官

印

備 考

別記第七十一号の四様式（第五十条の五関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
出国期限延長申出書	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 主任審査官 殿
私は、下記の理由により、 年 月 日付け出国命令書に記載された出国期限内に 出国することができませんので、出入国管理及び難民認定法第55条の5の規定により出国期限の 延長を申し出ます。	
1 氏 名 _____	男 女
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国籍・地域 _____	
4 住 居 地 _____	
出国期限内に出国することができない理由	
申 出 人 _____	
署 名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十一号の五様式（第五十条の六関係）

番 号

年 月 日

日本国政府法務省

出 国 命 令 取 消 通 知 書

殿

- 1 氏 名 _____ 男 女
- 2 生 年 月 日 _____ 年 月 日
- 3 国 籍 ・ 地 域 _____
- 4 住 居 地 _____

出入国管理及び難民認定法第55条の6の規定に基づき、あなたに対する出国命令を下記の理由により取り消したので通知します。

理 由

については、あなたが所持する出国命令書を _____ に返納しなければなりません。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

主任審査官 _____ 署 名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十四号様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難 民 ・ 補 完 的 保 護 対 象 者 認 定 申 請 書					
法 務 大 臣 殿					
<p>私は、</p> <p><input type="checkbox"/> ①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の申請）</p> <p><input type="checkbox"/> ②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の申請）</p> <p>を行うものとして、本申請書を提出します。</p> <p>※上記のうち、<u>どちらか一つ</u>にチェックしてください。</p> <p>①の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断されます。②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみを判断します。</p>					
氏 名				男 女	別名・通称名等
生年月日	(年)	(月)	(日)	現在の職業	
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）			出生地		
住居地	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 方 電話番号 携帯電話番号 </div>				
旅 券	番 号	発行・更新 年月日	有効期限	発行機関	発行・更新理由
在留カード/ 特別永住者証明書	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ／ ／ ／ </div>				
本邦上陸年月日	上陸港	現に有する在留資格（又は許可の種類）		在留期間満了日（又は許可の期限）	
官 用 欄					

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

家族構成								
続柄	氏名	生年月日	性別	国籍・地域 (又は常居所 を有していた 国)	職業	在日、在 外の別	居住地	電話番号
父						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
母						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
きょうだい (計 人) (注) 6人以上は別紙を提出してください。								
①						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
②						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
③						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
④						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
⑤						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
その他 (配偶者、子、祖父母等) (注) 6人以上は別紙を提出してください。								
①						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
②						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
③						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
④						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		
⑤						<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外		

	居住地		居住期間		
	居住歴 (来日前、来日後いずれも記載)			～	～
	期間 (年月日)	学校名	種 別	所在地	卒業等
	～		<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他()
学 歴 (来日前、来日後いずれも記載)	～		<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他()
	～		<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他()
	～		<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他()
	～		<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他()
	～		<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他()
	期間 (年月日)	会社等名	業 種	所在地	役職、業務内容
	～				
職 歴 (来日前、来日後いずれも記載)	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	入 国 日		出 国 日		退去強制の有無
	本邦出入国歴				

	渡航先（国名）	渡航期間	渡航理由	
海外渡航歴		～ ～ ～		
部族・民族		宗教（宗派）		
	使用言語	読むこと	話すこと	書くこと
母国語				
その他の可能な言語				

①難民認定申請を行う方は、1-1の質問から答えてください。
 ②補充的保護対象者認定申請を行う方は、1-2の質問に答えた後、2以降の質問に答えてください。
 （1-1の質問は答える必要がありません。）

1-1 もしあなたが本国に戻った場合に、迫害を受ける理由は次のどれですか。
 次のうちに該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、1-2に迫害を受ける理由を書いてください。

人種 宗教 国籍 特定の社会的集団の構成員であること

政治的意見

1-2 もしあなたが本国に戻った場合に、迫害を受ける理由を書いてください。

2

(1) 上記1-1又は1-2の理由により、あなたは誰から迫害を受けるおそれがありますか。

国家機関（名符等）

上記以外（具体的に書いてください。）

(2) あなたが迫害を受けるおそれを感じたのはいつからですか。

(3) 迫害を受ける理由、根拠を具体的に書いてください。
 （注）この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

- 3 あなたが本国に帰国するとすれば、いかなる事象が生じますか。その具体的内容及び理由を書いてください。
 (注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

4

- (1) あなたは上記1-1又は1-2の理由により逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

時期・期間	場 所	行為者	行為の内容	理 由

(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

- (2) あなたは上記1-1又は1-2の事情以外に、逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

時期・期間	場 所	行為者	行為の内容	理 由

(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

5

(1) あなたの家族は上記1-1又は1-2の理由により逮捕、抑留、拘禁その他身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

氏名	続柄	時期・期間	場所	行為者	行為の内容

(2) あなたの家族は上記1-1又は1-2の事情以外に、逮捕、抑留、拘禁その他身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

氏名	続柄	時期・期間	場所	行為者	行為の内容

6 あなたは本国政府に敵対する組織（本邦を含む。）に属していましたか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

期間	組織名	役職	活動内容

(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

7 あなたは本国政府に敵対する政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか（来日後にとった行動を含む。）。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。
（注）この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

8 上記1-1又は1-2の理由によりあなたに対して逮捕状の発付又は手配がなされていますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

年月日	機関名	罪 状

上記事実をどのような方法で知ったのですか。

9 来日前、刑法犯罪を犯した事により警察に逮捕され、検察官に起訴されたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、その刑事裁判の結果を書いてください。

年月日	裁判所名	罪 名	判決内容

10 あなたは他の国に庇護を求めたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

国名	手続内容	結果

11 外国大使館、国連（UNHCR）に庇護を求めたことがありますか（来日前、来日後いずれも記載）。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

年月日	機関名	結果

12 あなたは、上記1～11までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

資料名	内容	提出理由	提出予定時期

13 あなたが迫害を受けるおそれのあった国から脱出した日から日本に上陸するまでの経緯について具体的に書いてください。複数の国を経由した場合は、全て書いてください。

年月日	出国港 (出発地)	年月日	入国港 (到着地)	運送業者名	便名又は船名

今回の日本への入国について該当するものにチェックしてください。

直行 第三国経由

第三国経由の場合は、該当するものにチェックしてください。

乗換え 滞在

第三国に定住した場合は、具体的に書いてください。

国名	滞在期間 (~)	滞在目的	滞場所 (電話番号)	生活状況

14 あなたは、日本で難民・補完的保護対象者認定申請ができることを、いつ、どこで、どのようにして知りましたか。

17 来日後6月以内に難民・補完的保護対象者認定申請を行っていない人は、申請が遅れた理由を具体的に書いてください。

18 来日後、刑法犯罪を犯したことで、警察に逮捕され、検察官に起訴されたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、その刑事裁判の結果を書いてください。

年月日	裁判所名	罪名	判決内容

19 第三国への渡航を希望しますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、渡航先国及びその理由を具体的に書いてください。

20 迫害を受けるおそれ以外の理由で、本国に帰国できない理由があれば、具体的に書いてください。
(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

21 現在の健康状態はどうか。

良好

不良 「不良」と答えた場合は、その状況を具体的に書いてください。
 (注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

22 難民調査官がインタビューする場合、通訳は必要ですか。

はい いいえ

必要とする場合は何語を希望しますか。 _____ 語

その他通訳に関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。(例：通訳人の性別、国籍)

23 難民調査官がインタビューする場合に、通訳に関すること以外で配慮してほしいことがあれば、理由とともに記入してください。(例：難民調査官の性別)

以上の記載内容は、事実と相違ありません。

申請者(代理人)の署名 _____ 年 月 日

別記第七十四号の二様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難 民 ・ 補 完 的 保 護 対 象 者 認 定 申 請 書 (再申請用)					
法 務 大 臣 殿					
<p>私は、</p> <p><input type="checkbox"/> ①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の申請）</p> <p><input type="checkbox"/> ②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の申請）</p> <p>を行うものとして、本申請書を提出します。</p> <p>※上記のうち、<u>どちらか一つ</u>にチェックしてください。</p> <p>①の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断されます。②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみを判断します。</p>					
氏 名				男 女	別名・通称名等
生年月日	(年)	(月)	(日)	現在の職業	
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）			出生地		
住居地					
	方		電話番号	携帯電話番号	
\	番 号	発行・更新 年月日	有効期限	発行機関	発行・更新理由
旅 券					
在留カード/ 特別永住者証明書		\		\	\
本邦上陸年月日	上陸港	現に有する在留資格（又は許可の種類）		在留期間満了日（又は許可の期限）	
官 用 欄					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【注意事項】

以下の注意事項をよく読んで上で質問に答えてください。

読んで注意事項には、チェック☑をしてください。

- この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。
- 回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。（枠内に書けない場合は、別紙を提出してください。）
- この申請書に嘘を記載したり、嘘の資料を提出した場合は、審査上不利を被ることがあります。

1 前回の難民・補完的保護対象者認定申請後、国籍、家族構成、居住歴、学歴、職歴、本邦出入国歴、海外渡航歴及び宗教に変更はありますか。

いいえ

はい

→変更事項はどれですか。

- 国籍 家族構成 居住歴 学歴
- 職歴 本邦出入国歴 海外渡航歴 宗教（宗派）

→変更内容を具体的に書いてください。

2 前回は、どのような迫害事情を主張しましたか。具体的に書いてください。

3 今回は、新たに主張する迫害事情がありますか。

ない

→「ない」と答えた場合、4の質問に答えた後、6以降の質問に答えてください。

ある

→「ある」と答えた場合、4以降の質問に答えてください。

4 迫害を受けるおそれ以外の理由で、日本での滞在が必要な理由がありますか。

ない

ある

→「ある」と答えた場合、具体的に答えてください。

5 3の質問で「ある」と答えた場合、「新たな迫害事情」について、下記(1)から(6)までの質問に答えてください。

(1) 「新たな迫害事情」が発生した時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

(2) 「新たな迫害事情」をあなたが知った時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

(3) 「新たな迫害事情」が発生した場所は、どこですか。

(4) 「新たな迫害事情」を前回の手続で主張できなかったのはなぜですか。

(5) 「新たな迫害事情」の内容を具体的に答えてください。

ア 迫害を受けたのは誰ですか。

あなた自身

あなたの家族・親族

上記以外（具体的に書いてください。）

イ 誰から迫害を受けましたか。

ウ どのような迫害を受けたのですか。

エ 迫害を受けたのは、なぜですか。

オ 迫害と関係する本国情勢に大きな変化があった場合、それを具体的に書いてください。

(6) あなたが本国に帰国するとすれば、いかなる事態が生じますか。

ア 誰から迫害を受けるおそれがありますか。

イ いかなる事態が生じますか。

6 今回、新たに提出する資料はありますか。

ない

ある

→「ある」と答えた場合、その資料の内容を具体的に書いてください。

7 現在の健康状態はどうですか。

異常なし

異常あり

→「異常あり」と答えた場合、具体的に書いてください。

<p>8 難民調査官のインタビューを希望しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 希望する</p> <p><input type="checkbox"/> 希望しない</p>
<p>9 難民調査官がインタビューする場合、通訳は必要ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>→「はい」と答えた場合、何語を希望しますか。（ ）語</p> <p>その他通訳に関して希望する事柄があれば、理由とともに書いてください。（例：通訳人の性別、国籍）</p>
<p>10 難民調査官がインタビューする場合に、通訳に関すること以外で配慮してほしいことがあれば、理由とともに記入してください。（例：難民調査官の性別）</p>
<p>以上の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p>申請者（代理人）の署名 _____ 年 月 日</p>

別記第七十六号の二の三様式（第五十六条関係）

日本国政府法務省	番 号 年月日
<h2 style="margin: 0;">決 定 書</h2>	
1 氏 名	_____ 男 女
2 生 年 月 日	_____ 年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域	_____
4 難 民（補 完 的 保 護 対 象 者） 認 定 申 請 番 号	_____
上記の者の出入国管理及び難民認定法第61条の2第 項の規定による 認定申請に対し、第61条の2の2第2項の規定により、 次のとおり決定する。	
決 定 内 容	
理 由	
※ _____	

- (注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の三様式（第五十六条関係）

<p>日本国政府法務省</p>	<p>番 号</p> <p>年月日</p>
<p>取 消 通 知 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>3 国 籍 ・ 地 域 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">出入国管理及び難民認定法第61条の2の2第5項の規定により、 年 月 日付けのあなたに対する下記の許可を取り消したの で、通知します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">※ _____</p>	

- (注) 1 ※には許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の四様式（第五十六条の二関係）

日本国政府法務省 (表) 仮滞在許可書	番 号 年月日
出入国管理及び難民認定法第61条2の4の 規定に基づき、仮滞在を許可します。	
<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	
1 氏 名	_____ <div style="float: right; text-align: right; margin-right: 20px;">男 女</div>
2 生年月日	_____ <div style="display: inline-block; text-align: center; margin: 0 10px;">年</div> _____ <div style="display: inline-block; text-align: center; margin: 0 10px;">月</div> _____ <div style="display: inline-block; text-align: center;">日</div>
3 国籍・地域	_____
4 仮滞在期間	_____ <div style="display: inline-block; text-align: center; margin: 0 10px;">(許可期限</div> _____ <div style="display: inline-block; text-align: center; margin: 0 10px;">年</div> _____ <div style="display: inline-block; text-align: center; margin: 0 10px;">月</div> _____ <div style="display: inline-block; text-align: center;">日)</div>
5 許可の条件	裏面に記載のとおり
※ _____	

(注) 1 ※には許可する者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

仮滞在の条件

- (1) 住 居 _____
- (2) 行 動 範 囲 _____
- (3) 活動の制限 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することを禁止します。
- (4) 出頭の要請があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。

注 意

- ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。
- イ 行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。
- ウ 本許可書を常時携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示してください。
- エ 仮滞在期間の更新申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。
- オ 上記の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。
- カ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

更新許可欄

年月日			
仮滞在期間（許可期限）			
許可者印			
年月日			
仮滞在期間（許可期限）			
許可者印			

別記第七十六号の七様式（第五十六条の三関係）

日本国政府法務省	番 号 年月日
<p>仮 滞 在 許 可 取 消 通 知 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>3 国 籍 ・ 地 域 _____</p> <p>4 仮 滞 在 許 可 番 号 _____</p> <p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の5の規定により、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付けのあなたに対する仮滞在の許可は、下記の理由により取り消したので、通知します。 あなたの所持する仮滞在許可書を速やかに返納しなければなりません。</p> <p>理 由</p> <p>_____ ※ _____</p>	

- (注) 1 ※には仮滞在許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十七号様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
<p>難 民 認 定 取 消 通 知 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生年月日 _____ 年 月 日</p> <p>3 国籍・地域 _____</p> <p>4 難民認定番号 _____</p> <p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第1項の規定により、 _____ 年 月 日付けあなたに対する難民の認定は、下記の理由により取り消したので、通知しま す。 あなたの所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を速やかに返納しなければな りません。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対 し審査請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">※</p>	

(注) 1 ※には難民の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十七号の二様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
<p>補完的保護対象者認定取消通知書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生年月日 _____ 年 月 日</p> <p>3 国籍・地域 _____</p> <p>4 補完的保護対象者認定番号 _____</p> <p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第2項の規定により、 _____ 年 月 日付けあなたに対する補完的保護対象者の認定は、下記の理由により取り消したの で、通知します。 あなたの所持する補完的保護対象者認定証明書を速やかに返納しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対 し審査請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">※</p>	

(注) 1 ※には補完的保護対象者の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十八号様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">審 査 請 求 書</h2>	
<p>法 務 大 臣 殿</p>	
<p>年 月 日 付 け</p>	<p> <input type="checkbox"/> 難民及び補完的保護対象者の認定をしない処分 <input type="checkbox"/> 難民の認定をしない処分 <input type="checkbox"/> 難民の認定の取消し <input type="checkbox"/> 補完的保護対象者の認定をしない処分 <input type="checkbox"/> 補完的保護対象者の認定の取消し </p>
<p>に対し不服があるので、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9の規定により、下記のとおり審査請求をします。</p>	
<p>1 氏 名 _____</p>	<p>男 女</p>
<p>2 生年月日 _____ 年 月 日</p>	
<p>3 国籍・地域 _____</p>	
<p>4 住 居 地 _____</p>	
<p>不服の理由</p>	
<p>_____</p>	
<p>審査請求人（代理人）の署名 _____</p>	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十八号の二様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">審 査 請 求 書</h2>	
<p>法 務 大 臣 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 付 け</p> <p><input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の規定による難民認定</p> <p><input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の規定による補完的保護対象者認定</p> <p>の申請について、いまだに何らの処分がないので、同法第61条の2の9の規定により、下記のとおり審査請求をします。</p>	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____ 年 月 日 _____	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 住 居 地 _____	
審査請求人（代理人）の署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

通 知 書

殿

年 月 日付け からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、審査請求人が申述書を提出すべき期間を

年 月 日 まで

と定めたので、通知します。

なお、上記の期間内に申述書が提出されない場合、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第2項第1号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

難 民 審 査 参 与 員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

口 頭 意 見 陳 述 不 実 施 通 知 書

殿

年 月 日付け からの
 に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第
 61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第1項た
 だし書の規定に基づき、下記の理由により、口頭意見陳述を実施しないこととしたので、
 通知します。

理 由

（ ）により
 意見を述べる機会を与えることが困難と認められる

申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっ
 ても、何らの難民又は補完的保護対象者となる事由を包含していない

その他（ ）

難 民 審 査 参 与 員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号の四様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省

番 年	号 月 日
--------	----------

口頭意見陳述実施通知書

殿

年 月 日付け からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第2項の規定に基づき、 からの申立てにより、
下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。

なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服審査法第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

口頭意見陳述の実施期日等

期 日 _____ 年 月 日 時 分 _____

場 所 _____

口頭意見陳述を行う者 _____

難 民 審 査 参 与 員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十三号様式(第五十九条関係)

日本国政府法務省

番 号

難民旅行証明書返納命令書

殿

- 1 氏 名 _____ 男
女
- 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 国籍・地域 _____
- 4 難民旅行証明書番号 _____

出入国管理及び難民認定法第61条の2の12第8項の規定により、あなたの所持する難民旅行証明書を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに返納することを命じます。

指定された期限までに返納しない場合は、出入国管理及び難民認定法第72条第1項第5号の規定により処罰されることがあります。

返納を命じる理由

年 月 日

出入国在留管理庁長官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）

（再入国の許可の有効期間の特例等）

第二十三条（略）

2 入管法第二十六条の二の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第二項中「一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

3（略）

○ 被收容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）により入国者收容所又は收容場（以下「收容所等」という。）に收容されている者（以下「被收容者」という。）の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする。

（生活様式の尊重）

第二条 入国者收容所長及び地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）は、收容所等の保安上支障がない範囲内において、被收容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。

（意見聴取等）

第二条の二 所長等は、被收容者からの処遇に関する意見の聴取、收容所等の巡視その他の措置を講じて、被收容者の処遇の適正を期するものとする。

（收容所等の構造及び設備）

第三条 收容所等の構造及び設備は、被收容者の健康及び收容所等の秩序を維持するため、通風、採光、区画及び使用面積等に配慮するとともに、被收容者の逃走、奪取、暴行、自殺その他の事故（以下「保安上の事故」という。）を防止するため、堅固で看守に便利なようにしなければならない。

2 收容所等には、地震、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に備え、非常口を設け、かつ、警報ベル、消火器、避難器具等を備えておかなければならない。

（帳簿の備付）

第四条 收容所等には、次に掲げる帳簿を備え、所定事項を記録しておかなければならない。

- 一 別記第一号様式による被收容者名簿
- 二 別記第二号様式による看守勤務日誌
- 三 別記第三号様式による被收容者診療簿
- 四 別記第四号様式による被收容者面会簿
- 五 別記第五号様式による被收容者郵便物発受信簿
- 六 別記第六号様式による被收容者給検食簿
- 七 別記第七号様式による被收容者物品貸与簿
- 八 別記第八号様式による被收容者物品给与簿

第二章 收容

（收容区分）

第五条 男子と女子とは、分離して收容しなければならない。ただし、所長等が被收容者の保護又は看護のため必要があると認めるときは、この限りでない。

（適法な收容）

第六条 所長等は、新たに收容される者を收容所等に收容するときは、その收容が適法であることを確認しなければならない。

(遵守事項)

第七条 収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被收容者の遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)は、次のとおりとする。

- 一 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
- 二 自損行為をし、又はこれを企てないこと。
- 三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。
- 四 他人に対する迷惑行為をしないこと。
- 五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。
- 六 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。
- 七 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。
- 八 職員の職務執行を妨害しないこと。
- 九 整理整頓及び清潔の保持に努めること。
- 2 所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、出入国在留管理庁長官の認可を受けて遵守事項を定めることができる。

3 所長等は、新たに收容される者を収容所等に收容するときは、遵守事項をあらかじめその者に告知しなければならぬ。

4 入国警備官は、被收容者に対し、遵守事項を遵守させるため必要な指導を行うことができる。
(健康診断)

第八条 所長等は、新たに收容される者について、必要があると認めるときは、医師の健康診断を受けさせ、り病していることが判明したときは、病状により適当な措置を講じなければならない。

(検疫所及び税関への通報)

第九条 所長等は、新たに收容される者について、検疫又は税関検査を受けさせる必要があると認めるときは、

検疫所若しくは保健所又は税関に通報しなければならない。

(身体、所持品及び衣類の検査)

第十条 所長等は、收容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、入国警備官に被收容者の身体、所持品及び衣類の検査を行わせることができる。

(物品の領置)

第十一条 所長等は、收容所等の保安上又は衛生上必要があると認め、被收容者の物品を領置するときは、当該被收容者に別記第九号様式(甲・乙)による預り証を交付しなければならない。

2 前項の規定により領置した物品で滅失若しくは破損のおそれがあるもの又は保管に不便なものは、被收容者の承諾を得て廃棄し又は換価してその代金を領置することができる。

3 第一項の規定により領置した物品について、被收容者からその全部又は一部の返還申出があつたときは、その申出を適当と認めたとときに限り、これを許可することができる。

(指紋及び写真)

第十二条 所長等は、新たに收容される者を收容所等に收容するときは、十六歳未満の者を除き、入国警備官に指紋を採取させ、身長及び体重を測定させ、かつ、写真を撮影させなければならない。

(傷跡等の記録)

第十三条 入国警備官は、新たに收容される者の身体に傷跡その他の異状を発見したときは、その状況及び原因等を被收容者名簿に記録しなければならない。

第三章 看守

(事故の防止等)

第十四条 入国警備官は、收容所等内外の巡視、見張り及び動しようを行い、被收容者の動静及び施設の異状の有無に注意を払い、もつて保安上の事故の防止に努めなければならない。

2 入国警備官は、收容所等の施設又は被收容者について異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに

、直ちに所長等に報告しなければならない。

(逃走に対する措置)

第十五条 入国警備官は、被收容者が逃走したことを発見したときは、逃走した被收容者を速やかに收容するために必要な措置を講じるとともに、直ちに所長等に報告しなければならない。

第四章 保安

(保安計画)

第十六条 所長等は、保安上の事故又は非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、随時訓練を実施しなければならない。

(避難及び一時解放)

第十七条 所長等は、非常災害に際し、收容所等内において避難の手段がないと認めるときは、被收容者を收容所等以外の適当な場所に護送しなければならない。

2 所長等は、前項の場合において、護送するいとまがないときは、被收容者を一時解放することができる。

3 所長等は、前項の規定により被收容者を一時解放するときは、被收容者に対し、出頭すべき日時及び場所を指定し、かつ、出頭を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(制止等の措置)

第十七条の二 入国警備官は、被收容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要なと判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。

(隔離)

第十八条 所長等は、被收容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そのおかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被收容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

ならない。

- 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑法法令に触れる行為をすること。
- 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。
- 三 自殺又は自損すること。

2 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる。

3 入国警備官は、前項の規定による隔離を行つたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

(戒具の使用)

第十九条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をすることをおそれ、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用することができる。

- 一 逃走すること。
 - 二 自己又は他人に危害を加えること。
 - 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。
- 2 入国警備官は、前項ただし書の規定により戒具を使用したときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

(戒具の種類)

第二十条 戒具は、次の四種類とする。

- 一 第一種手錠
- 二 第二種手錠
- 三 第一種捕じよう

四 第二種捕じよう

2 戒具の制式は、別表のとおりとする。

第五章 給養及び衛生

(適正な給養等)

第二十一条 所長等は、被收容者の給養の適正と衛生の保持に努めなければならない。

(寢具の貸与)

第二十二条 被收容者に貸与する寢具は、次の品目とし、その数量及び貸与期間は、所長等が定める。

一 毛布又はふとん

二 まくら

三 まくらカバー

四 敷布

(衣類及び日用品の給与)

第二十三条 所長等は、被收容者が物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号

）第三条第五号に該当する場合において、必要があると認めるときは、一定の衣類及び日用品を給与するものとする。

2 前項の規定により給与する衣類及び日用品の品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。

(物品の使用)

第二十四条 被收容者に使用させる物品は、次に掲げるものとし、その品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。

一 食卓

二 いす

三 食器

- 四 理容用具
- 五 運動用具
- 六 娯樂用具
- 七 図書
- 八 掃除用具
- 九 洗面用具

2 所長等は、必要があると認めたとときは、物品の種類を増加することができる。

3 前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

4 所長等は、第一項の理容用具、運動用具及び娯樂用具については、被收容者の申出により、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、使用させるものとする。

(糧食の種類)

第二十五条 被收容者に給与する糧食は、主食、副食及び飲料とする。

2 前項の主食は、被收容者の食習慣を勘案し、米、麦、パン及びめん類等とする。

(糧食のエネルギー)

第二十六条 被收容者に給与する糧食の一人一日当たりのエネルギーは、二千二百キロカロリー以上三千キロカロリー以下とする。

2 被收容者に給与する副食の栄養基準量は、出入国在留管理庁長官が別に定める。

3 所長等は、医師の意見により、病者、高齢者、妊産婦、授乳婦、乳児その他保健上特に必要があると認める被收容者の糧食のエネルギー及び副食の栄養基準量を適宜増減することができる。

(検食)

第二十七条 所長等は、被收容者に糧食を給与するときは、これを検食しなければならない。

(運動)

第二十八条 所長等は、被收容者に毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えなければならない。ただし、荒天のとき又は收容所等の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、この限りでない。

(衛生)

第二十九条 所長等は、被收容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、食器及び寝具等についても充分清潔を保持するように努めなければならない。

(傷病者の措置)

第三十条 所長等は、被收容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。

2 收容所等には、急病人の発生その他に備え、必要な薬品を常備しておかななければならない。

(伝染病等に対する予防措置)

第三十一条 所長等は、伝染病又は伝染性の病気が流行し、又は流行するおそれがあるときは、必要な予防措置を講じなければならない。

2 所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、飲食物の授与、購入若しくは携帯等を禁止し、又は制限することができる。

(伝染病患者等に対する措置)

第三十二条 所長等は、被收容者が伝染病又は伝染性の病気にかかったとき、又はその疑いがあるときは、直ちにその者を隔離するとともに、保健所に通報し、消毒を施す等適当な応急措置を講じなければならない。

第六章 面会、物品の授与及び通信

(領事官等との面会)

第三十三条 所長等は、被收容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。

一 被收容者の国籍又は市民権の属する国の領事官

二 被收容者の訴訟代理人又は弁護士である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）
2 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について必要な事項を指定することができる。

（領事官等以外の者との面会）

第三十四条 所長等は、被收容者に対し、前条に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合には、その氏名、被收容者との関係及び面会の理由等を聴取し、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の面会について準用する。

3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わさなければならない。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 入国警備官は、被收容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させることができる。

5 入国警備官は、前項の規定により面会を中止させたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

（物品の購入）

第三十五条 所長等は、被收容者から衣類、日用品、飲食物その他の物品の自費による購入の申出があつたときは、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、これを許可するものとする。

（物品の授与及び送付）

第三十六条 所長等は、被收容者に対し物品の授与の申出があつた場合又は送付があつた場合において、その物品を検査し、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、その授与を許可し、又はこれを交付しなければならない。

2 所長等は、前項の規定による検査の結果、收容所等の保安上又は衛生上支障があると認める物品があるとき

は、これを返還し、又は領置しなければならない。

3 第十一条第一項の規定は、前項の領置について準用する。

(通信文の発受)

第三十七条 所長等は、被收容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に收容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、当該被收容者にその旨を告げてその部分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。

2 所長等は、被收容者の受信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に收容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、その部分を削除し、又はまつ消して当該被收容者に交付するものとする。この場合において、交付することが適当でないと認めるときは、これを領置するものとする。

3 第十一条第一項の規定は、前二項の規定により領置した通信文について準用する。

第七章 出所

(出所者の確認)

第三十八条 所長等は、被收容者を仮放免、放免、移送又は送還により收容所等から出所させるときは、人違いでないことを確認しなければならない。

(領置した物品の返還)

第三十九条 所長等は、被收容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被收容者に返還しなければならない。ただし、他の收容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者收容所又は地方出入国在留管理局に保管替をすることができる。

第八章 雑則

(外出)

第四十条 所長等は、被收容者から外出の申出があつた場合には、やむを得ない事由があると認めるときに限り、これを許可することができる。

2 所長等は、前項の許可により被收容者を外出させるときは、入国警備官に看守させなければならない。

(女子の被收容者に関する特則)

第四十条の二 所長等は、女子の被收容者の身体及び衣類の検査並びに入浴の立会は、女子の入国警備官に行わなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。

2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の被收容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。

(被收容者の申出に対する措置)

第四十一条 入国警備官は、被收容者から処遇に関する申出(次条第一項の規定によるものを除く。)、その他法令に定める請求又は申出があつたときは、直ちに所長等に報告しなければならない。

2 所長等は、前項の報告のあつた事項について、速やかに処理し、その結果を当該被收容者に知らせるものとする。

(不服の申出)

第四十一条の二 被收容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者(以下「不服申出人」という。)に通知しなければならない。ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が收容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出をすることができる旨を記載しなければならない。

(異議の申出)

第四十一条の三 前条第二項の規定による判定に不服がある被收容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、出入国在留管理庁長官に対し異議を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を出入国在留管理庁長官に送付するものとする。

3 出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を發することができる。

(所長等の処置)

第四十一条の四 所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は出入国在留管理庁長官が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被收容者の処遇等に關し必要な措置をとるものとする。

(死亡)

第四十二条 所長等は、被收容者が死亡したときは、直ちに医師の検案を求め等適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

2 所長等は、被收容者が死亡したときは、死亡の日時、病名、死因等を速やかに親族又は同居者等に通知し、これに遺体及び遺留品を引き渡さなければならぬ。この場合において、親族又は同居者等から依頼があつたときその他相当と認めるときは、遺留品を廃棄することができる。

3 所長等は、遺体を引き取る者がいないときは、市町村長に対し、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第九条の規定による埋葬又は火葬を依頼しなければならない。

(出入国在留管理庁長官への報告)

第四十三条 所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してとつた措置を直ちに出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

(収容所等以外の場所に収容されている者に関する準用)

第四十四条 この規則は、収容令書又は退去強制令書により収容所等以外の場所に収容されている者の処遇について準用する。

(委任事項)

第四十五条 所長等は、出入国在留管理庁長官の認可を受けて、被収容者の処遇に関する細則を定めることができる。

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。

6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

第八条（略）

25 27（略）

28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

29（略）